

官報

号外
令和三年三月九日

○第二百四回 衆議院會議録 第十一号

令和三年三月九日(火曜日)

議事日程 第五号

令和三年三月九日

午後一時開議

第一 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

デジタル社会形成基本法案(内閣提出)、デジタル庁設置法案(内閣提出)、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案(内閣提出)及び預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

日程第一 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長(大島理森君) 報告を求めます。内閣委員長木原誠二君。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

(木原誠二君登壇)

○木原誠二君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、原子力発電施設等の立地地域において、防災インフラ整備への支援等を引き続き実施していくため、令和三年三月末までとされている原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の有効期限を十年間延長するものであります。

本案は、去る二月二十四日本委員会に付託され、同日井上国務大臣から趣旨の説明を聴取いた

しました。次いで、三月五日に質疑を行い、質疑終了後、本案に対し、立憲民主党・無所属議員より、法律の目的規定について、福島第一原子力発電所の事故により様々な影響が生じていることを明記する等と内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、原案及び修正案について討論を行い、採決した結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

デジタル社会形成基本法案(内閣提出)、デジタル庁設置法案(内閣提出)、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案(内閣提出)及び預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、デジタル社会形成基本法案、デジタル庁設置法案、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案及び預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案について、

趣旨の説明を求めます。国務大臣平井卓也君。

(国務大臣平井卓也君登壇)

○国務大臣(平井卓也君) このたび政府から提出をした「デジタル社会形成基本法案」につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

情報通信技術が急速に進展し、国民の生活が大きく変化する中、データの活用が、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展の実現のために不可欠となっています。また、新型コロナウイルスへの対応において、国や地方公共団体のデジタル化の遅れや不十分なシステム連携を背景に煩雑な手続や給付の遅れが生じるなど、社会全体のデジタル化の推進が喫緊の課題となっています。

さらに、少子高齢化等の社会構造の変化により、社会の多様性が増していく中、情報通信技術の活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を実現することが重要です。

この法律案は、こうした状況を踏まえ、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与することを目的とするものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、デジタル社会を、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会と定義することとしております。

第二に、デジタル社会の形成に関し、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差の是正、個人及び法人の権利利益の保護等の

基本理念について定めることとしております。

第三に、デジタル社会の形成に関し、国、地方公共団体及び事業者の責務等について定めることとしております。

第四に、デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、多様な主体による情報の円滑な流通の確保、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用、機会の確保、人材の育成、生産性や国民生活の利便性の向上、国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用、公的基礎情報データベースの整備、サイバーセキュリティの確保、個人情報保護等のために必要な措置が講じられるべき旨について定めることとしております。

第五に、別に法律で定めるところにより内閣にデジタル庁を設置し、政府がデジタル社会の形成に関する重点計画を作成するとともに、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法を廃止することとしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

次に、デジタル庁設置法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、デジタル社会形成基本法に基づき、デジタル社会の形成に関する司令塔として、強力な総合調整機能を有するデジタル庁を設置し、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的とするものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、デジタル庁の設置、任務、所掌事務について定めております。

デジタル庁は、内閣に置き、デジタル社会の形成についての基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けること、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務としております。

また、その任務を達成するため、デジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画立案及び総合調整をつかさどるほか、デジタル社会の形成に関する重点計画の作成及び推進、行政手続における特定の個人又は法人その他の団体を識別するための番号等の利用、情報通信技術を用いた本人確認に関する総合的かつ基本的な政策の企画立案及び推進、データの標準化、外部連携機能及び公的基礎情報データベースに関する総合的かつ基本的な政策の企画立案及び推進、国の行政機関、地方公共団体その他の公共機関及び公共分野の民間事業者の情報システム等の整備及び管理の基本的な方針の作成及び推進、国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する行政各部の事業の統括及び監理等をつかさどることとしております。

また、デジタル庁は、内閣総理大臣を長とし、事務統括権、関係行政機関の長に対する勧告権等を有するデジタル庁長官一人に加え、デジタル庁長官に連言等を行い、かつ、庁務を整理し、各部署及び機関の事務を監督する内閣任員の特別職であるデジタル庁監等を置くこととしております。

第二に、デジタル庁の組織について定めております。

この法律案は、こうした状況を踏まえ、デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について所要の整備を行うものであります。

なお、この法律は、一部を除き、令和三年九月一日から施行することとしております。

次に、この法律案の趣旨であります。

次に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

情報通信技術が急速に進展し、国民の生活が大きく変化する中、データの利活用的重要性が高まっております。データの適正な利用のためのルール整備と併せ、マイナンバーの情報連携の促進やマ

とするなど、国によるガバナンスを強化することとしております。

第五に、押印を求める手続についてその押印を不要とするともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とすることとしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

次に、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、デジタル社会形成基本法案に定めるデジタル社会の形成についての基本理念にのっとり、デジタル化等による公的給付等の受取手続の簡素化、迅速化を進めるため、各行政機関等が行う公的給付の支給等に利用することができ

る預貯金口座を、内閣総理大臣にあらかじめ登録し、行政機関等が当該預貯金口座に関する情報の提供を求めることを可能とするものです。あわせて、緊急時等の公的給付の支給を実施するための情報について個人番号を利用して管理できることとする等により、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施を図ることを目的とするものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、預貯金者は、公的給付の支給に係る金銭の授受に利用することができる一の預貯金口座について、オンラインにより、又は金融機関の窓口等を通じ、内閣総理大臣に申請をして、その登録を受けることを可能とすることとしております。

第二に、行政機関等は、公的給付の支給に係る金銭の授受をするために必要があるときは、登録された預貯金口座に関する情報について、内閣総理大臣に対し提供を求めることを可能とすることとしております。

第三に、行政機関等は、個別の法律の規定によらない公的給付のうち、国民生活及び国民経済に

甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの、経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるものとして内閣総理大臣が指定するものの支給を実施しようとするときは、当該支給を実施するための基礎とする情報を個人番号を利用して管理することを可能とすることとしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

次に、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、デジタル社会形成基本法案に定めるデジタル社会の形成についての基本理念にのっとり、預貯金者の意思に基づく預貯金口座への個人番号の付番を推進する仕組みや、災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人の求めに応じ、預貯金口座に関する情報を提供する制度を創設すること等により、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保に資するとともに、預貯金者の利益の保護を図ることを目的とするものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、預貯金者は、預貯金口座への個人番号の付番を希望する旨を申し出ることができることに、金融機関は、預貯金契約その他重要な取引を行う場合に、預貯金者に対し、付番の意思について確認しなければならないこととしております。

第二に、預貯金者本人の意思に基づき、預金保険機構を介して、一度の申出により、複数の金融機関の預貯金口座への個人番号の付番を可能とすることとしております。

第三に、災害又は相続の際に、預貯金者又はその相続人が、既に付番された預貯金口座の所在情報を金融機関窓口で確認するサービスを可能とすることとしております。

第四に、国は、預金保険機構及び金融機関と協

力して、預貯金口座への個人番号の付番について必要な広報等を行うものとするほか、預金保険機構の業務の特例として、この法律に基づき預金保険機構が行う業務について預金保険法を適用することとする等、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

デジタル社会形成基本法案内閣提出、デジタル庁設置法案(内閣提出)、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案(内閣提出)及び預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。小林鷹之君。

〔小林鷹之君登壇〕

○小林鷹之君 自由民主党の小林鷹之です。

ただいま議題となりましたデジタル改革関連五法案について、自由民主党・無所属の会を代表して質問いたします。(拍手)

今般の新型コロナウイルスへの対応を通じて、各種の給付においての煩雑な申請手続、地方を含む行政のデジタル化の遅れなどが明らかにになりました。

デジタル化は経済社会生活の抜本的な転換につながるものであり、その推進においては、徹底的な利用者目線で、国民の誰もが安心してデジタル技術を活用し、その利便性を実感できることを最優先に進めることが重要です。同時に、デジタル化を加速的に進め、我が国をデジタル技術により強靱化させるとともに、他国に遅れることなく、先進的なデータ駆動型社会の構築を目指すべ

きと考えます。

今後、菅総理は新たなデジタル社会を目指して我が国を導かれることとなりますが、そのための取組は、将来を見据えて計画的に、かつ全体を見渡して整合的に推進することが必要不可欠となります。

総理は、今国会の施政方針演説において、国民の希望を実現したいとの思いで、行政の縦割り、既得権益、そしてあき前例主義を打ち破り、未来を切り開いていく、困難な課題にも答えを出していくと力強く訴えられました。

そこで、総理に伺います。

国民の希望を実現し、かつ我が国の成長の原動力となる、目指すべきデジタル社会とはどのような社会でしょうか。総理から答願います。

そして、目指すべきデジタル社会の実現の成否は、デジタル化を牽引するデジタル庁に懸かっています。デジタル政策の司令塔であるデジタル庁の役割や位置づけについて、どのように考えておられるのか、総理から答願います。

また、デジタル社会は、国民が日々の生活の中で利便性を実感できるものでなければなりません。デジタル社会を形成するための基本理念を定め、これを実現していく主体となるデジタル庁を設置するとともに、現行の法制度についても、デジタル化推進の観点から、見直すべき点は見直していくことが重要です。自民党のデジタル社会推進本部においても集中的に議論を重ねてまいりました。

まず、社会全体におけるデータ流通が増加し、多様化していく中で、個人情報の保護に配慮しつつ、国民ができるだけ円滑にデータのやり取りを行う仕組みづくりが必要です。

また、マイナンバーやマイナンバーカードの活用によって、煩瑣な行政手続を効率化したり、あるいは自身の健康、医療データにアクセスできるようにしたりするなど、国民の利便性を向上させて、デジタル社会のメリットを国民にしっかりと

届けていかなければなりません。

加えて、昨年の特別定額給付金の支給の際に国民が感じた不便さを踏まえ、今後、公的な給付金の支給については、マイナンバーの活用により、給付の迅速化をしっかりと図っていく必要があります。

今回、政府から提出された、預貯金口座の情報をマイナンバーとともに登録し、行政機関がその情報を管理できるようにする預貯金口座の登録に関する法案、及びマイナンバーを活用した給付迅速化の仕組みの構築のための法案により、国民への公的給付が迅速になることや、災害時や相続時に口座情報が提供されることにより、国民がその利便性を実感できるようにすることを期待しています。

こうした観点から、デジタル社会の形成を進めるために関係法律の改正を行うことですが、これらの改正がデジタル社会の実現に向けてどのように寄与するのか、平井大臣から答願いたします。

デジタル社会の形成を図る整備法には、データの適正な利用の観点から、個人情報保護法の改正が盛り込まれています。長年の課題であった、いわゆる二千万問題が解決され、個人情報保護とデータ流通の両立が期待されますし、GDPRへの十分性認定に関する対応など、国際的制度調和を図る上で非常に重要な改正だと思えます。

加えて、データの利活用の在り方は、今後の国際秩序の在り方に大きな影響を与え得るものです。我が国がG20大阪サミットで提唱した信頼性のある自由なデータ流通、いわゆるDFFTを具体化し、産業データの利活用を含めた国際ルールの形成を主導していくことは、我が国の国益にかなう喫緊の課題と考えます。産業データの利活用推進の観点から、今年中にもデータ法の整備を目指すとしている欧州に先駆け、我が国としても実効性あるルール整備を行うべきと考えます。

こうした点を盛り込んだデータ戦略を速やかに

策定すべきと考えますが、平井大臣の見解を伺います。

なお、今回の法案には含まれていませんが、国民生活をより便利にするためのデジタル化の推進は、サイバーセキュリティとセットで検討しなければならぬと考えます。現に、コロナ禍において世界でもテレワーク等が広がる中、サイバー攻撃が増えているとの報告もあります。サイバーセキュリティ強化についての考え方を平井大臣に伺います。

最後に、社会のデジタル化を推進する観点からは、私たちが所属する立法院についても、歴史や伝統を尊重しつつも、時代にそぐうデジタル化を議員自らが進めていかなければならないと考えます。そのことを申し添え、質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣菅義偉君登壇)

○内閣総理大臣(菅義偉君) 小林鷹之議員にお答えをいたします。

目指すべきデジタル社会についてお尋ねがありました。今回の感染症では、行政サービスや民間におけるデジタル化の遅れなど、様々な課題が浮き彫りになりました。私は、思い切ったデジタル化を進めなければ日本を変えることはできない、そういう思いを強くいたしました。

役所に行かずともあらゆる手続ができる、地方にいても都会と同じような生活、仕事ができる、こうした社会を目指して、誰もがデジタル化の恩恵を最大限受けることができる、世界に遜色のないデジタル社会を実現し、さらに、民間におけるデジタル化も促していくことで、経済の好循環を先導いたします。

政府としては、デジタル社会の実現に向けて、デジタル改革関連法案の成立に全力を尽くしてまいります。

デジタル庁の役割、位置づけについてお尋ねがありました。

デジタル庁は、組織の統制を排し、強力な権能と初年度は三千億円の予算を持つ組織として、国全体のデジタル化を主導します。また、政府情報システムを統括するほか、自治体のシステムの統一、標準化、マイナンバーカードの普及などを担うこととなります。

残余の質問については、関係大臣から答えさせていただきます。(拍手)

(国務大臣平井卓也君登壇)

○国務大臣(平井卓也君) まず、質問にお答えする前に、今回の法律案の参考資料に多数の誤りがありましたことに、おわびを申し上げます。訂正をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、お答えさせていただきます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の改正についてお尋ねがありました。

デジタル改革関連法案のうち、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案は、デジタル社会形成基本法案に基づいてデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、関係法律の改正を行うものであります。

まず、個人情報保護制度について、これまで三本に分かれていた法律を一本に統合し、地方公共団体の制度についても全国的な共通ルールを規定するとともに、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することで、いわゆる二千個問題を解決し、個人情報保護と利活用のバランスに配慮した制度を実現するものであります。

また、マイナンバーを活用した情報連携の拡大により、行政手続の際の添付書類を省略可能とするとともに、マイナンバーカードの電子証明書のスマートフォンへの搭載等により、マイナンバーカードの利便性の抜本的向上等を実現するものです。

さらに、押印を求める各種手続について、押印を不要とする見直しを進めるとともに、書面の交付等を求める手続について、電磁的方法で行うこ

とを可能とすることで、これらの手続の利便性の向上及び負担の軽減を図るものです。

こうした関係法律の改正を通じて、データの適正な利用のためのルール整備や、行政手続のデジタル化や利便性の向上を進め、国民がよりデジタル社会の利便性を実感できるように取り組んでまいります。

データ戦略の速やかな策定についてのお尋ねがありました。

データ戦略については、昨年末、有識者を含めた第一次取りまとめの検討において、分野をまたいだデータ連携のためには、データ連携に必要な共通のルールの整備が必要であり、そのための項目として、データの取扱いに係る契約のひな形やデータ交換のための標準化などをまとめたところでありました。

さらに、データの提供先での目的外利用への不安など、データ流通を阻害する要因に対するルールの在り方についても今後検討することとしております。

議員御指摘のとおり、データ活用のためのデータ取扱いルールの整備は、分野をまたいだデータ連携や民間データの流通の推進には不可欠であり、そのためにどのようなルールが適切か、スピード感を持つて検討を進めてまいります。

サイバーセキュリティについてお尋ねがありました。

現在進めているデジタル改革において、国民目線に立ったデザイン思考とセキュリティ・バイ・デザイン、すなわち使い勝手のよさと安全性の高さの両立を前提として、国民がデジタルの恩恵を安心して受けられるような社会を目指してまいります。

そのため、デジタル庁は、内閣サイバーセキュリティセンターとも連携し、情報システムに関する整備方針においてサイバーセキュリティについての基本的な方針を示し、その実装を進めるとともに、デジタル庁にセキュリティの専門チー

ムを置き、デジタル庁が整備、運用するシステムを中心に検証、監査を実施することとしていきます。さらに、国民の重要な情報資産をしっかりと保護するため、内閣サイバーセキュリティセンターとの連携体制を含めたデジタル庁におけるサイバーセキュリティ対策の在り方について、更に具体化してまいります。

また、サイバーセキュリティ戦略本部において、次期サイバーセキュリティ戦略の策定に向けた検討が開始されています。次期戦略については、今年後半の策定に向け、デジタル改革を支えるサイバーセキュリティという観点からの取組、サイバー攻撃の増加や新型コロナウイルス感染症の影響といった環境変化を踏まえた対応の強化、サイバー攻撃の抑止や国際協調の推進に向けた発信力の強化などに留意して検討が開始されており、この中で、更なるサイバーセキュリティの強化を具体化してまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) 森田俊和君。

(森田俊和君登壇)

○森田俊和君 立憲民主党の森田俊和でございます。

会派を代表いたしまして、ただいま提案のありましたデジタル関連法案につきまして質問をいたします。(拍手)

この法案ですが、大変驚きました。法案の要綱を含めた関係資料で、先ほど大臣の方からも発言がございましたが、二十八か所の間違いがあったということです。これから国民の皆様、詳細にわたる、かつブライベートも含めた個人情報扱うシステムを組んで、セキュリティを万全にしていこうというところで、このような初歩的なミスが出てきてしまっている。この法案に臨む政府の姿勢は一体どんなものなのかと心配になってしまいます。

ちなみに、この間違いのことについては、内閣委員会の会派の筆頭理事もまだ説明を聞いており

ません。この法案審議に臨む決意と覚悟をお示しただけなことには、とても不安で、このまま委員会審議に臨める状況ではないということをお願いを上げざるを得ません。

今回の法案では、国民の皆様、新しいシステムのことであったり、個人情報扱いであったり、いろいろなことについて御理解、御協力をお願いしなければなりません。自分の個人情報誰かに委ねるというのは、大きな判断です。信頼がなければ、自分の個人情報委ねることはできません。

お隣の台湾でデジタル担当閣僚を務め、ITの起業家でもあるオードリー・タン氏は、社会のデジタル化を進めていく際には、政府と国民との信頼関係が不可欠だと言っています。そのとおりだと思います。

現在の日本の状況はいかがでしょうか。このところの総務省と東北新社やNTTに関するニュースを見ておると、国民の皆様は、果たして、政府を信頼して個人情報預けてよいとお考えになるでしょうか。

今回の接待の問題では、接待そのものが倫理に反するというに加えて、放送電波の割当ての判断への影響もあり、さらに、放送法違反、外資規制の問題もあります。外国の個人、法人などが株式の二〇％以上を持つ事業者は放送を行えないと規定されておりますが、東北新社がBSの認定を受けた二〇一七年において、外資比率は二・二・三％でしたが、認定は取り消されております。

ただでさえこのような重大な問題を総務省が抱えていることに加え、そこに総理の御親族が関わっていたとなれば、これは、総務省だけでなく、政府そのものに対して国民の皆様が不信感を抱くことになり得ます。

今後デジタル関係の政策を進めていくに当たって、政府への信頼をどのように築いていくか。まず、国民の皆様、これまで起こったことを明らかにし、御理解いただくことが、信頼への第一歩だと考えます。

そこで、総理に伺います。

総務省あるいは政府に対する国民の皆様から信頼を得るために、今後どのようにこの総務省と東北新社をめぐる問題に対処するお考えでしょうか。

総務大臣にも伺います。

東北新社から接待を受けたこと、総理の御親族が関係していたことが、放送電波を割り当てる際に、全く影響がなかったでしょうか。また、外資規制に反していることを見逃したことについても、全く影響がなかったでしょうか。お聞かせください。

本論に入ります。

まず、総理にお伺いしたいのは、デジタル社会によってどんな国を目指すのかということです。デジタルはあくまで手段です。デジタルによって、どこが変わるのか、どこが変わらないのか、目指すべき在り方を明確にしておく必要があります。

私は、私的な仕事で、介護の仕事に携わっております。どこの介護事業所でもそうだと思いますが、人手が不足しております。スタッフも五十代、六十代、七十代と年齢層も高めます。病気で手術をしたり、あるいは長期療養をしたりで、休むことも多くあります。常にぎりぎりの人数で回しているという状況です。

これが、ICT機器の導入で、例えば、体温や血圧などの数値、食事や排せつの量や回数、睡眠時間等の記録を自動で行えるようになって、少しでもスタッフの負担が減ればよいと思います。大事なものは、記録の負担が減ったかどうかという事です。省力化できたと人手を減らすのも一つの方向ですが、果たしてそれは御利用者の皆様の満足につながるでしょうか。幸せにつながるでしょうか。私が思っておりますのは、御利用者の方の話を聞く時間を増やしたいということです。

す。そばにいる時間を増やしたいということです。

寂しい思いをしていらっしゃる御高齢の方が、今の世の中にはたくさんいらっしゃいます。あ、この職員さんが私の話を聞いてくれた、私のそばにいてくれた、ここは私がいい場所なんだと少しでも温かい気持ちを感じていただくことができれば、デジタルが、ICTが人間の幸せにつながったと言えることができます。

デジタル化により、手間が省けました、職員を減らして経費を削減できましたということに終わってしまつては、法案に書いてあるような、国民の幸福な生活の実現にはつながらないでしょう。

デジタル化により、例えば、今まで市役所の窓口で入力や手続にかかっていた時間を節約することができた、そして、できた時間を困っている住民の皆様の話聞くことに充てることができた、たらい回しにせず、親身になって話を聞き、対応する時間が持てるようになった、こういうことができるならば、温かい行政サービスが実現し、国民の皆様は幸せにつながります。

AIやICTの導入によりいろいろな仕事はなくなるということも言われておりますが、私は、最後に残る仕事は、人が人に寄り添うことだと思っています。誰かが誰かのそばにいて、誰かが誰かの話を聞いてあげられることが、私たち人間の幸せの大きな部分を占めております。AIやICTの導入によって、人間が人間であることの価値がより明確になると私は思っています。介護でも行政でも、人が人に寄り添うことの大切さは変わりません。

そこで、お伺いします。

総理は、デジタル化によってどんな国の在り方をイメージしていられませんか。デジタル化により、私たちはどんな幸せを手に入れることができるのでしょうか。具体的な事例を含めて、デジタル化により目指すべき国の形をお示しいた

す。そばにいる時間を増やしたいということです。

だきたいと思えます。

次に、デジタル弱者について伺います。

昨年の新型コロナウイルス対策の支援制度で、持続化給付金がありました。これは、オンラインのみで申請を行うということで、多くの事業者の方から諦めや嘆きの声を聞きました。特に、御高齢の事業者の方には、パソコン、インターネットと聞いた時点で、ああ、無理無理、俺には分かんねえとなつてしまつた方が大勢いらっしゃいました。一方で、飲食店への時短協力は、オンラインと郵送、どちらもオーケーとなりましたので、ああ、郵送でもいいんだねと大きな安心感を持って受け止めていただくことができました。

これは、技術が発展途上であることを示しております。成熟した技術は使う人を選びません。最終的には、ICTなどの機器も、誰でも使うことなく使いこなせるということが目標になります。しかし、技術は突然成熟するわけではありせん。その途中では、デジタルとアナログを併用する必要があります。

デジタルに関する技術は、当然のことながら、デジタルに明るい人が開発しています。そこにはデジタル弱者の視点が入っていないということが多々ございます。

そこで、総理にお伺いします。

特に、新しいデジタル技術や機器の導入当初の時期には、こうした技術や機器に不慣れた方のごとを常に考え、今までの技術ややり方を併用させ、配慮をすべきと考えますが、政府としてのお考えをお聞かせください。

続いて、デジタル庁の設置によって何ができるようになるのか、総理にお伺いいたします。

新型コロナウイルス対策において、接触確認アプリＣＯＣＯＡでは、アンドロイドでうまく動かないという不具合があり、さらにはそれが四か月間放置されるという二重に信じられない事態が起きました。ここまではいかないにしても、どんなに綿密な準備をしたシステムにも、必ず不具合あるいは使えづらいということが起こります。

国の情報システムにおいても、自治体や国民の皆様から、特に導入初期には多くの苦情や改善提案がなされると思います。こうした改めるべき点をどのような仕組みで受け止め、そしてどのような仕組みでシステム改修につなげていくお考えでしょうか。デジタル大臣の御所見をお伺いいたします。

また、これに関連して、特に地方公共団体情報システムについて総務大臣に伺いますが、情報システムの標準化を図る対象として、児童手当、生活保護などが含まれています。自治体によっては、独自の支援を加えている事例も多々あります。現在は独自のシステムを使ってこうした手続を行っている自治体が国のシステムをどの程度力スタマイズできるのか、お聞かせください。

続いて、情報漏えいについてお尋ねいたします。ハッカーなどがシステム外部から侵入するとい

うリスクに加え、ふだん使用している関係者自身が悪意を持ったり、あるいは悪意を持った外部の者から買収されたりして、情報を漏えいしてしまうという事態も想定されます。また、特に、今回は、デジタル庁を創設し、外部からの人材を多く採用すると伺っております。民間の人材を活用するということが自体は否定しませんが、情報管理という意味からは、かなりの注意を払う必要があります。

マイナンバーが広く活用されるようになると、資産や健康状態、携帯や買物の履歴を通じて、趣味や移動、交友関係など、ありとあらゆる情報が流出してしまいます。こうした情報漏えいに対し

て、どのように予防し、また、漏えいしてしまつた事案に対処するお考えでしょうか。

デジタル庁の民間人材確保と情報管理をどう行っていくかということも含めて、デジタル大臣、御答弁をお願いいたします。

デジタル社会は政治の在り方も大きく変えつつあります。

情報伝達においては、マスメディアに加え、SNS、ユーチューブなどが大きな地位を占めるようになりました。個人が簡単に情報発信し、双方向のやり取りもできる時代となりました。

近代民主政治においては、一々民意の集約ができないという想定で、代表者である議員を選び、議会で様々な決定をしてきたわけですが、現在では、国レベルでも、直接民主制、つまり有権者全員の投票で政策を決定するということが技術的には容易になってきています。

自分の一票が国や地域の政策を決めていると有権者の皆様一人一人が思える仕組みをつくることは、民主主義において大きな意義を持っています。

そのような中で、議員は、様々な情報や意見のやり取りを通じて、有権者の意見集約、合意形成を促し、直接民主制を支える役割も果たしていくべきと考えます。

五十年後、百年後を描くのが私たち政治家の大きな仕事の一つです。デジタル社会における政治や議員の将来のあるべき姿、理想像について、最後に総理の御所見をお伺いし、質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣菅義偉君登壇〕

○内閣総理大臣菅義偉君 森田俊和議員にお答えをいたします。

総務省の事案についてお尋ねがありました。まず、私の家族が関係し、結果として公務員が倫理法に違反する行為することになったことについて、大変申し訳なく、国民の皆さんに改めて

おわびを申し上げます。

政府としては、行政に対する国民の信頼を大きく損なう事態となったことは深く反省しないとならないと考えており、国民の信頼を回復し、期待に応えられるよう努めてまいります。

お尋ねの事案については、総務省において、検証委員会を立ち上げるなど、第三者も入れて客観性も担保した上で、事実関係の確認を徹底し、国会の同意をいただいたメンバーで構成される国家公務員倫理審査会の指導も受けるなどしながら、ルールにのっとり、しっかりと対応してもらいたいと考えております。

目指すべき国の形についてお尋ねがありました。

役所に行かずともあらゆる手続ができる、地方にいても都会と同じような仕事や生活ができる、こうした社会を目指し、デジタル庁が司令塔となり、誰もがデジタル化の恩恵を最大限受けることができるよう、世界に遜色のないデジタル社会を実現したいと考えています。

政府としては、こうした社会の実現に向けて、デジタル改革関連法案の成立に全力を尽くしてまいります。

新しいデジタル技術や機器の導入に不慣れな方への配慮についてお尋ねがありました。

デジタル改革には、誰一人取り残さないという視点が不可欠であります。デジタルに苦手意識がある方に十分に配慮をして改革を進めてまいります。

例えば、誰にとっても使い勝手が良い行政サービスへの刷新や、新たな技術や機器に不慣れな方を念頭に、身近な場所で身近な人から機器、サービスの利用方法を学べる環境づくりを推進します。

デジタル庁設置の具体的なメリットについてお尋ねがありました。

これまで、政府内や自治体において、情報システムがばらばらに構築され、デジタル化の遅れが

指摘されてきました。

デジタル庁が、政府情報システムの統括を担い、関係予算の一括計上を行うことで、システムの効率的な調達、運営が可能となります。また、デジタル大臣が関係行政機関の長に対して勧告権を持ち、勧告した事項に關し特に必要があると認められたときには、内閣総理大臣に意見具申すること、迅速、強力な政策調整が可能となります。

これらの仕組みを通じて、国、地方、民間を通じてデジタル化を強力に進めてまいります。

デジタル社会での政治や議員のあるべき姿についてお尋ねがありました。

国民の皆さんの声に徹底的に向き合い、政策を実現していくことが政治の役割です。デジタル時代にあっては、SNSなど新しい手段も積極的に取り入れ、多様な声に向き合っていくことが必要だと考えます。

デジタル社会において、こうした声をいかに実現していくべきなのか、果たすべき政治の役割などについても、国会においてかんかんがくが議論がなされることを期待いたします。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣平井卓也君登壇〕

○国務大臣〔平井卓也君〕 国の情報システムの整備についてお尋ねがありました。

自治体や国民の皆様から幅広く御意見や御提案をいただくことは重要であると考えており、政府においては、デジタル庁の創設に向けて、全国の自治体職員と省庁の職員が、地方自治体のシステムについてオンライン上で一緒に議論する場としてデジタル改革共創プラットフォームを立ち上げ、意見交換を行っているほか、広く国民の皆さんからアイデアを投稿、議論いただくデジタル改革アイデアボックスを設けており、今後はインターネット上の技術者のコミュニティとも積極的にコミュニケーションを取っていくと考えて

おります。

さらに、デジタル庁では、システムに詳しいエンジニアに参画してもらい、全ての国の情報システムを対象に統括、監理を行うこととしていきます。加えて、今年度から実施している一元的なプロジェクト管理により、プロジェクトの方向性、経費の妥当性、仕様どおりの調達、運用が行われているかなどを検証していますが、デジタル庁ではこれを更に強化していく考えであります。

こうした取組を通じて、全体として質の高い、徹底した国民目線に立ったシステム開発をしてまいりたいと考えています。

デジタル庁における情報漏えいの防止と対応についてお尋ねがありました。

マイナンバーについては、マイナンバー法に規定する社会保障、税、災害対策の各分野の行政事務において利用されており、個人情報保護の観点から、行政機関等の保有する個人情報従来どおり各行政機関などで分散管理することとしているため、どこかの機関が一元的に把握、管理を行うものではなく、個人情報管理が辛くなる式に抜き出せない仕組みとなっています。

その上で、現在進めているデジタル改革において、国民目線に立った「デザイン思考とセキュリティ・バイ・デザイン、すなわち使い勝手のよさと安全性の高さの両立を前提として、国民がデジタルの恩恵を安心して受けられるような社会を目指してまいります。

そのため、デジタル庁にセキュリティの専門チームを置き、内閣サイバーセキュリティセンターとも連携しつつ、デジタル庁が整備、運用するシステムの検証、監査の実施や、万が一事故が発生した場合の迅速な原因究明と対応などを担える体制を構築することにより、国民の重要な情報資産をしっかりと保護するために必要な対策を取ってまいります。

また、デジタル庁として、民間人材募集の際、必須条件として国家公務員に求められる高い倫理

観を持った者であることを求めるとともに、選考の中で組織文化への適合を確認すること、官民の出身を問わず職員が情報管理に当たって遵守すべき規程を適切に整備、運用すること、重要な情報についてアクセスできる職員を必要最小限に限定することなどによって、情報管理の徹底に努めてまいります。(拍手)

〔国務大臣武田良太郎登壇〕
○国務大臣(武田良太郎) 森田議員からの御質問にお答えをいたします。

総務省職員の国家公務員倫理規程違反の事案について御質問をいただきました。

この度は、度重なる総務省幹部職員の会食に係る事案により、国民の疑念を招く事態となつていくにつきまして、改めて深くおわび申し上げます。

国会で多々御指摘のあった、行政がゆがめられたのではないかと疑念に陥るべく、改めて、新谷副大臣をヘッドとする、検事経験者を含む第三者の有識者で構成される検証委員会を立ち上げることとしております。

現在、客観的かつ公正に検証いただけるよう、具体的な検証内容や方法について有識者の御意見を伺っているところではありますが、早急に委員会を立ち上げられるよう、引き続き準備を進めてまいります。

いずれにしても、こうした疑念を招くことが二度と起こらないよう、コンプライアンスを徹底的に確保し、国民の信頼回復に努めてまいります。

次に、地方公共団体の情報システムの標準化について御質問をいただきました。

総務省が今国会に提出している地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案では、事務処理の内容が各地方公共団体で共通し、統一した基準に適合する情報システムを利用することが住民の利便性向上や行政運営の効率化に寄与する事務を対象に、情報システムの機能などについて、国が基準を定めることとしております。

地方公共団体は、当該基準に基づき各事業者が開発したシステムを調達し、利用することとなりますが、この法律案では、条例などに基づく独自サービスについて、標準化の対象事務と一体的に処理することが効率的であると認めるときは、標準に準拠したシステムの機能などに一定の変更や追加を行うことを可能とする規定も盛り込んでおります。

今後とも、関係府省とも連携し、地方公共団体の御意見を丁寧に向いながら、標準化、共通化の取組を進めてまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) 濱村進君。

〔濱村進君登壇〕
○濱村進君 公明党の濱村進でございます。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりましたデジタル改革関連五法案につきまして質問いたします。(拍手)

ノーベル経済学賞の受賞者でありますロバート・ソローは、一九八七年の書評の中で、製造業の現場にコンピューターが多数導入されたにもかかわらず生産性の伸びはむしろ鈍化しつつある状況について、コンピューター時代は至る所に表れているが、生産性の統計だけでは表れていないと述べました。これはソロー・パラドックスと呼ばれる、情報化社会がもたらす楽観的な生産性向上への期待に疑問を投げかけ、その後の生産性論争へと発展してまいりました。

米国では情報化投資による生産性向上が得られたという議論が大宗であります。生産性に対する貢献だけでなく、新たな付加価値が得られるものと考えます。

では、情報化投資、すなわち現在で言うデジタル投資によって得られるべきものは何であるのでしょうか。

私は、国民が豊かさを実感できることであると考えます。野村総合研究所の生活者一万人アンケート調査等によれば、日本人の生活満足度に

は、所得の多寡よりもデジタルの利活用度のインパクトが大きいという結果が得られております。

菅総理は、昨年の政権発足後、即座に「デジタル庁の創設を宣言されました。

デジタル庁の設置は、行政改革と規制改革を進めるための突破口であります。デジタル庁を設置し、行政改革、規制改革を断行した上で、どのような社会を実現されようとしているのか、菅総理にお伺いいたします。

今般のデジタル改革は、行政のデジタル化だけでなく、デジタル社会の形成が射程であります。菅総理も、我が国の経済社会の大きな転換につながる改革であり、今までにないスピードで取り組む必要がありますと述べておられます。社会構造の変化や急速な技術発展のスピードに規制やガバナンスのアップデートが追いついていないという事象を解消しなければなりません。

デジタル庁が、行政の誤謬を恐れず、迅速な施策、アジャイルガバナンスの実行部隊として官民における好循環を創出することを期待しておりますが、そのためには、行政に対する国民からの信頼が必要不可欠であると考えます。

行政の信頼性向上のため、プロセスの可視化を行うことは効果があると考えます。行政の課題認識とそれに対する施策やプロジェクトの進捗を可視化することについて、菅総理の御所見をお伺いいたします。

公明党は、昨年の十一月十三日に、菅総理と平井大臣に、デジタル庁設置に向けての提言を提出いたしました。提言の副題は、「豊かな国民生活と誰ひとり取り残さない社会の実現のために」といたしました。こうした理念についてはデジタル社会形成基本法の基本理念に十分に反映されたものと理解しております。

そこで、平井大臣に伺います。

IT基本法を抜本的に改正するというのではなく、廃止とした上で、デジタル社会形成基本法として新法を提出した理由について、IT基本法

との違いとその狙いについて伺いいたします。

我が党の提言において、デジタル庁設置の目的については、デジタルによる恩恵を国民が実感することができ、データの利活用をもつて国民の最大幸福を実現するための不断の努力を行うための司令塔となることを提言しております。

今回のデジタル庁設置法案では、デジタル庁が政府におけるデジタル政策の司令塔として機能するように規定されているのか、平井大臣にお伺いいたします。

これまで各省で行ってきたＩＴ調達について、課題は何であると考えますでしょうか。

私は、前職において、自治体業務のバックオフィスシステムの開発や提案依頼書や調達仕様書の作成支援、ＣＩＯ補佐官等、官公庁向けのＩＴコンサルティングを行っていた時期がありました。役所が自らＩＴ調達を行うことの難しさを実感してきたわけでありです。

役所の人たちは、人事ローテーションがあり、一定年数を経過すると異動いたします。これではノウハウが蓄積いたしません。また、中には、ユーザーとしてのＩＴスキルだけでなく、開発者としてのスキルレベルも持っていて、ベンダーの提案を適切に評価できる人もいらつしやいました。が、ほんの一握りだけでありました。これは、行政だけでなく、民間においても同様のことが言えたわけでありますが、ここは日本のＩＴ調達の弱点であると考えます。

政府のＩＴ調達について、どのように課題を認識し、改善するおつもりか、平井大臣に伺います。

デジタル庁の成功のためには、人材の確保は欠かせません。

提言にも記載いたしました。行政組織から改革意欲にあふれる人材を結集しつつ、民間からも役割を決めた上で採用を行い、プロパー職員だけでなく、各省庁や地方公務員からのローテーションメンバーとの混成に取り組んでいただきたいと

考えております。

また、デジタル庁の職員採用において、技官としての情報技術の採用枠、デジタル総合職を新設することで、政府のデジタル投資を、自ら開発、保守、運用ができる内製化に取り組む必要があると考えます。

さらに、プロジェクトの進捗に応じて必要な職能も変わるため、専任だけでなく兼任も行えるなど柔軟な人材配置を行い、官民の人材のリポビングドアを実現すること等、人材の確保、マネジメントの在り方について、菅総理にお伺いいたします。

誰一人取り残さない社会を実現するため、政府調達においてはユニバーサルデザインを原則とすることは必要不可欠であります。

あらゆる人にとって使いやすいを実現しなければなりません。現状、全ての人にとって使いにくい状況であります。また、使い方が分からない方、障害をお持ちで使うことができない方、デジタル機器が家庭にない方等、それぞれ使いにくい事情が違いいます。こうした状況を解決するため、障害をお持ちの方を含む一般のポランディアによるユーザーテストの実施は効果が期待されます。

さらに、行政コストとして費用対効果と受益者の満足度の観点から、操作に困る方々には個別に支援スタッフが対応することも含め、代理申請の在り方や、そもその申請主義を見直すことも含めて、デジタルインクルージョンを実現する必要があります。

こうした観点から、デジタル庁にはユーザーインターフェースやユーザーエクスペリエンスの専門部署を設置すべきと考えます。

平井大臣に、情報アクセスシビリティーの確保について御所見をお伺いいたします。

デジタル改革は、人材にせよ、機器にせよ、国内で保有するデジタルリソースを行政のみに投入するのではなく、民間への好循環を生み出して経済成長につなげることが重要であります。これまでの守りのデジタル投資から攻めのデジタル投資

に転換することに対する菅総理の御決意をお伺いいたします。

ＥＵにおいては、二〇一四年より、加盟国がどれだけデジタル化しているかを評価するために、デジタル経済社会指数を作成し、公表しております。これには、コネクティビティー、人的資本、インターネットサービス利用、デジタル技術の活用、デジタル公共サービスの五つの指標でポイントをつけております。

ＥＵ加盟国において、一人当たりＧＤＰと生活満足度の相関係数は〇・六二ですが、デジタル経済社会指数と生活満足度の相関係数は〇・八二と非常に高く、デジタル指数の高い国の国民の方が生活満足度が高い傾向にあることが分かっております。

このような指標を参考に、デジタル化への取組を評価する仕組みの導入について、菅総理の御所見をお伺いいたします。

平成十二年のＩＴ基本法制定以来、二十年以上が経過いたしました。今こそ、デジタル投資でイノベーションによる経済成長を果たし、国民が豊かさを実感できる社会の形成のチャンスであることを申し上げ、質問を終わります。（拍手）

〔内閣総理大臣菅義偉君登壇〕
○内閣総理大臣（菅義偉君） 濱村進議員にお答えします。

デジタル庁により実現する社会の姿についてお尋ねがありました。

今回の感染症では、行政サービスや民間におけるデジタル化の遅れなど、様々な課題が浮き彫りになりました。私は、思い切ったデジタル化を進めなければ日本を変えることができない、そういう思いを強くしました。

役所に行かずともあらゆる手続ができる、地方にいても都会と同じような仕事や生活ができる、こうした社会を目指し、デジタル庁が司令塔となり、誰もがデジタル化の恩恵を最大限受けることができる、世界に遜色のないデジタル社会を実現

したいと考えています。

こうした改革の実現に向けて、デジタル改革関連法案の成立に全力を尽くしてまいります。

施策や進捗の可視化についてお尋ねがありました。

デジタル社会形成基本法案において、デジタル社会の形成のため、政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策について、施策の目標や達成期間を明記した重点計画を作成し、計画の進捗状況のフォローアップを行い、その結果を公表することとしております。

こうした取組を通じて、国民の信頼獲得に努めつつ、デジタル庁が司令塔となり、世界に遜色のないデジタル社会を実現してまいります。

デジタル庁における人材の確保、マネジメントの在り方についてお尋ねがありました。

組織の要は人です。デジタル庁には、民間から百名規模の高度な専門人材を迎えます。国、地方、民間の人材が新しい発想でマネジメントを行い、成果を出してまいります。

また、優秀なデジタル人材が国、自治体、民間を行き来することで、官民のデジタル化をダイナミックに進めてまいります。

加えて、国家公務員の採用試験においてデジタル区分の創設を検討するなど、デジタル人材の育成、確保に努めてまいります。

デジタル投資による経済成長についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、デジタル改革を民間における投資の促進につなげていくことで、経済の好循環につなげていくことが必要不可欠と考えております。

例えば、今回の関連法案では、法人登記情報などの基本的なデータを民間で活用しやすい形で提供することで、民間における新しいサービスの創出を促すこととしております。

取組を評価する仕組みについてお尋ねがありました。

デジタル社会形成基本法では、徹底した国民目線でのデジタル化を進めることを明確にしており、その推進に当たっては、状況を適切に評価していく仕組みの構築が重要であります。

デジタル庁では、御提案を踏まえつつ、例えば事業などの達成状況を公表するなど、デジタル化への取組を評価する具体的な仕組みを検討してまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣平井卓也君登壇)

○国務大臣(平井卓也君) 濱村進議員の質問にお答え申し上げます。

デジタル社会形成基本法案についてお尋ねがありました。

デジタル社会形成基本法案は、近年、データの活用的重要性が高まっていることに加え、今般の感染症への対応で明らかとなった行政のデジタル化の遅れ等の課題を踏まえ、社会のデジタル化を強力に推進するため、ＩＴ基本法を全面的に改める必要が生じたことから、これを廃止し、全く新しい基本法として制定を目指すものであります。

この法案では、我が国経済の持続的、健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与することを目指し、データの活用により発展が可能となるデジタル社会を定義した上で、国民の立場に立ったサービスの価値向上・創出、災害・感染症への対応、アクセシビリティの確保等に関する基本理念や基本方針を新たに規定するとともに、デジタル社会の形成に関する司令塔としてデジタル庁を設置することとしており、その目的、目指すべき社会、基本理念、遂行するための体制等において、ＩＴ基本法と異なるものとなっております。

目指すべきデジタル社会の実現に向けて、基本法案を含めた関連法案の成立に全力を尽くしてまいります。

デジタル庁設置法案についてお尋ねがありました。

デジタル庁設置法案においては、デジタル庁に、各府省に対する勧告権などに裏づけられた強力な総合調整機能、マイナンバー等のＩＤ制度や公的機関が保有する社会の基本的なデータの整備に関する企画立案など、デジタル社会の形成に向けた企画立案機能、各府省、地方公共団体、準公共部門等の情報システムを統括、監視し、重要なシステムについては自ら整備する機能を持たせることとしています。

こうした機能を最大限発揮するための組織として、デジタル庁を内閣に直接置くこととし、その長を内閣総理大臣とするとともに、内閣総理大臣を助け、デジタル庁の事務を統括するデジタル大臣や副大臣、政務官、デジタル監等を置き、また、全国務大臣等を議員とするデジタル社会推進会議を設置することとしております。

これにより、デジタル庁は、今までにない強力なデジタル政策の司令塔として、社会全体のデジタル化を推進していくことができると考えています。

政府のＩＴ調達の課題と改善策についてのお尋ねがありました。

情報システムの調達においては、専門家を養成しつつ、発注者側の能力を向上させ、オープンな技術の採用など実質的な競争性を高めることが課題であると考えています。

本年九月の設置を目指すデジタル庁においては、民間人材を幅広く登用することを含め、体制を大幅に拡充すること、政府が共通して利用する基盤的なシステムについてはデジタル庁自ら整備することとしています。これにより、デジタル庁に専門的な知見が蓄積されるようにしながら、全ての政府情報システムを対象とした一元的なプロジェクト管理を強化することとともに、ＩＴ調達、契約方法の改善に向けた検討を行うなど、取組の実効性を高めてまいります。

情報アクセシビリティの確保についてのお尋ねがありました。

デジタル改革には、誰一人取り残さないという視点が不可欠であり、御指摘のように、ユニバーサルデザインを前提とした、人に優しいデジタル化を目指し、情報アクセシビリティを確保することが極めて重要です。

こうした認識の下、デジタル社会形成基本法案において、国民が誰一人取り残されることなく、デジタル社会におけるあらゆる活動に参画することが可能となるよう、施策が講じられなければならない旨規定しています。

これを実現するものとして、いわゆるＵＩ、ＵＸの向上など、国民の皆様にとって使い勝手がよい行政サービスへの刷新が必要であり、新設するデジタル庁においては、そのための専門の体制を整えていく所存です。

誰一人取り残さないデジタル化を実現するため、情報アクセシビリティの確保にしっかりと取り組んでまいります。(拍手)

(議長退席、副議長着席)

○副議長(赤松広隆君) 塩川鉄也君。

(塩川鉄也君登壇)

○塩川鉄也君 私は、日本共産党を代表して、デジタル改革関連五法案について、菅総理に質問します。(拍手)

第一に、デジタル改革と行政サービスの問題です。

菅総理は、行政のデジタル化で住民サービスの向上を徹底すると述べました。しかし、このコロナ禍で露呈したのは、デジタル申請のみとした持統化給付金や家賃支援給付金、文化芸術継続支援金などで支援を受けられない事業者を多数生じさせたことです。

また、この間、自治体を含め、デジタル化を口実にし、窓口の減少や紙の手続の取りやめ、対面サービスを後退させる事例が相次いでいます。

行政サービスの向上のためには、迅速、簡便な手続としてデジタル化を生かすとともに、住民の

多様で多面的な行政ニーズに応える対面サービスの拡充を図ることこそ、住民の選択肢を増やし、利便性の向上につながるのではありませんか。

基本法案は、国、自治体の情報システムの集約、共同化を推進するとしています。

政府は、五年後の二〇二五年度末までに、自治体の業務システムの統一、標準化を目指すとし、全国規模のガバメントクラウドを立ち上げ、クラウド移行などを容易にするための自治体の業務の標準化、特に、住民基本台帳や地方税などの主要な十七業務の標準化を推進するとしています。

システムの統一、すなわち集約、共同化は、自治体の業務内容を国のシステムに合わせていくという問題を引き起こします。

現に、自治体クラウドを利用しているある町では、三人目の子供の国保税免除をとる要望に対し、町長が、自治体クラウドを採用しており、町独自のシステムのカスタマイズ、仕様の変更はできないと答弁をしています。財政的にも人材の面からも、実質的にカスタマイズできないければ、自治体独自のサービスの抑制につながるのではありませんか。

自治体業務は、自治体ごとに多様であり、住民ニーズも異なります。それなのに、国主導のシステムの集約、共同化によって、国が作った類型に過不足なく当てはまるものしか認められず、自治体を国の端末に変質させるものになるのではありませんか。自治体の自立性を失わせ、地方自治の侵害は認められません。

第二に、何のためのデジタル改革なのかという問題です。

基本法案は、ＡＩやクラウドなどを利用し、個人データなどを活用する社会にしようというものです。

政府は、データが競争力の源泉であり、国、地方の行政機関が最大のデータホルダーであるとして、行政のデジタル化の重要性を述べています。データ利活用の手段となるのが、国、自治体の

システムの集約、共同化とマイナンバー制度の拡大です。

基本法案では、マイナンバーの利用の範囲の拡大を明記しています。

これまで政府は、マイナンバー制度の利用範囲を税、社会保障、災害の三分野に限定し、分散管理で情報漏えいを防ぐことで、国による国民の情報管理の一元管理は行わない、国民総番号制ではないとしてきました。整合性が取れないではありませんか。

整備法案では、税理士や医療、介護、社会福祉などの国家資格の保有者を手始めに、マイナンバーでの情報管理を進めるとしています。口座ひもづけ二法案では、本人同意が必要とはいえ、年金や児童手当などの受給者を手始めに、国が資産状況を把握し、税務調査などに使えるようにしています。

また、政府のマイナンバーの入口の鍵機能を持つマイナンバーカードの普及を急務としています。これは、マイナンバーを通じて、国に、個人の所得、資産、医療、教育などあらゆる分野を丸ごとスキャンし、膨大なデータを集積しようとしているのではありませんか。

集積された個人データはどのように活用されるのですか。本人にとって不利益となる利活用が行われないと言えますか。

重大なことは、基本法案の基本理念に、個人情報保護の文言がないことです。

現在のデジタル社会では、国家や企業などに集積された個人データが、本人の知らないところでやり取りされ、プロファイリングやスコアリングされ、本人に不利益な使い方をされる懸念があります。一昨年のリクナビ問題のように、プロファイリングなどが個人の人生に大きな影響を与える事態を引き起こしています。

個人情報保護は、個人の人格尊重の理念の下に、慎重に取り扱われるべきであり、プライバシー権は、憲法が保障する基本的人権です。忘れられる権利

や情報の自己コントロール権を保障する仕組みにしていこうとこそ求められているのではないのでしょうか。

なぜ、基本理念に個人情報保護を入れないのですか。個人データの利活用を優先し、プライバシー権など人権保障を軽んじることになりませんか。国家による個人情報の集積が監視社会につながるのではないかと国民の不安にどう応えますか。

さらに、個人情報の利活用、流通が進まない原因などとして、整備法案では、民間、行政機関などに分かれていた個人情報保護法制の統合、さらに、先進的な規制を先行させてきた自治体独自の個人情報保護条例を一元化しようとしています。自治体独自の基準の引下げで、プライバシー保護の後退、条例制定権を侵害する地方自治への介入にはなりませんか。

最後に、デジタル庁についてです。設置法案は、政府全体のデジタル化に関する重要な基本方針を策定し、各行政機関に勧告するという強力な権限を持ち、データの利活用を推進する司令塔として、デジタル庁を位置づけています。国の省庁にとどまらず、補助金を出している自治体、医療機関、教育機関といった準公共部門に対しても、予算配分やシステムの運用について口を挟むことができるようになります。このような強い権限は、自治体や大学などの自主性を損なうものではありませんか。

また、デジタル庁は、民間企業の人材を多数登用するとしています。しかし、内閣官房ＩＴ総合戦略室では、民間企業がその身分のまま非常勤職員として勤務をしていること、デジタル関連の委託事業において随意契約などが横行し、不透明な契約であることが問題となってきました。デジタル庁に民間企業を登用すれば、特定企業に都合のよいルール作りや予算執行が行われるのではありませんか。今、大問題となっている、総務省、農水省違法

接待から始まる官民癒着と利権構造の全容解明こそ行うべきではありませんか。

以上、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣菅義偉君登壇〕

○内閣総理大臣(菅義偉君) 塩川鉄也議員にお答えをいたします。

対面サービスの拡充についてお尋ねがありまして。デジタル社会の実現を目指す中で、行政機関においても、デジタル化による業務効率化を図ることにより、真に必要な窓口業務等に職員を振り向けることで、住民の利便性を高めていくことが可能になると考えています。

御指摘のような利便性の後退といったことがないよう、各自治体の状況をよく見ながら、行政のデジタル化を進めてまいります。

自治体のシステムの統一についてお尋ねがありました。

自治体のシステムの統一、標準化の対象は、税や社会保障などに限られており、事務処理の内容が各自治体で共通し、創意工夫の余地が少ない事務であります。

すなわち、自治体独自の創意工夫が期待されるサービスを対象とするものではなく、また、そのためのシステムはそれぞれ構築することとなります。

したがって、自治体のシステムの統一、標準化の取組が、自治体独自のサービスを抑制するものとは考えていません。

マイナンバーの利用範囲についてお尋ねがありました。

マイナンバーの利用範囲は、マイナンバー法で定められており、現在、社会保障、税、災害対策の分野の事務が対象とされています。御指摘の条文は、こうした分野を追加するものではなく、これらの分野の中でマイナンバーを利用する事務を増やしていくことを内容とするものと承知をしています。

いずれにしろ、行政機関が保有する個人情報については、一元管理はせず、個人情報の保護に万全を期してまいります。

マイナンバー制度と個人情報についてお尋ねがありました。

マイナンバー制度は、個人情報を特定の機関において一元管理するものではありません。

政府としては、今後とも、個人情報の保護に万全を期した上で、マイナンバー制度の利活用と普及を促進してまいります。

個人情報の保護についてお尋ねがありました。今回の法案においては、個人情報の保護の重要性を踏まえ、基本方針として、個人情報の保護を規定しております。また、基本理念として、情報の活用等により個人及び法人の権利利益等が害されないようにしなければならぬ旨を規定いたしております。

このように、基本法案は、個人情報の保護や人権に十分配慮しており、また、国家による個人情報の集積や監視社会を目指すものではありません。こうした点について、しっかりと説明を尽くしてまいります。

個人情報保護法の改正と地方自治体との関係についてお尋ねがありました。今回の改正は、全ての地方公共団体に適用される全国的な共通ルールを法律で規定するものですが、今回の改正後も、法律の範囲内で、条例により、必要最小限の独自の保護措置を講じることが可能としております。

したがって、プライバシー保護の後退、条例制定権の侵害等の御懸念は当たらないものと考えています。

デジタル庁の権限と自治体や大学等の自主性についてお尋ねがありました。

デジタル庁は、自治体、医療、教育などについて、各省庁と協力しながら情報システムの整備方針を定めることになっておりますが、あくまで効率的なシステム構築を目指すものであり、個々の

自治体や大学等の業務運営に関与することを目的とするものではありません。

したがって、それぞれの自主性が損なわれることは考えておりません。

デジタル庁における民間人材の活用についてお尋ねがありました。

デジタル改革を進めるためには、専門性の高い民間人材を積極的に活用する際に、民間企業との委託事業などにおいて公正な予算執行を確保することは当然だと考えております。

具体的には、委託などの手続に係るルール作りについて透明性を確保するとともに、民間企業と利害関係が相反する際には当該業務から隔離するなど、厳正な予算執行を行ってまいります。

総務省及び農林水産省の事案についてお尋ねがありました。

お尋ねの事案については、両省において、検証委員会を立ち上げるなど、第三者も入れて客観性も担保した上で、事実関係の確認を徹底し、国会の同意をいただいたメンバーで構成される国家公務員倫理審査会の指導も受けるなどしながら、ルールにのっとり、しっかりと対応してもらいたいと考えております。(拍手)

○副議長(赤松広隆君) 足立康史君。

(足立康史君登壇)

○足立康史君 日本維新の会の足立康史です。

我が党を代表し、デジタル関連法案について質問します。(拍手)

間もなく東日本大震災から十年を迎えます。

私は、大学卒業後、二十年余り、現在の経済産業省に勤務し、まさに東日本大震災に伴い被災した東京電力福島第一原発事故を機に辞職し、日本の原子力政策等の抜本改革のために、地元大阪で政治活動を始めました。

そうした経緯から、発災時に政権にあった民主党、そして現在の自公政権の原子力政策には、ふんまんやる方ない思いを抱き続けています。

本日はデジタル関連法案の審査ですから多くを述べることはいたしません。一点だけ、この本会議場で確認しておきたいことがあります。

二〇一一年八月に公布、施行された原子力損害賠償支援機構法附則六条三項には、政府は、原子力政策における国の責任の在り方等について検討を加え、その結果に基づき、原子力に関する法律の抜本的な見直しを含め、必要な措置を講ずるものとする」とあります。

総理に伺います。

原子力政策における国の責任の在り方等に関する検討は行われたのでしょうか。行われたのであれば、その結果に基づき、原子力に関する法律の抜本的な見直しは実行されたのでしょうか。福島第一原発事故の教訓を十分に踏まえた原子力政策の抜本的な見直しは既に完了したのか、現在も見直し作業中なのか、あるいはこれから検討するのか、政府の認識を確認させていただきます。

もちろん、この支援機構法は、民主党政権、それも菅直人内閣において閣議決定された無責任な法律だから忠実に実行する必要などないとお考えなのであれば、共感する部分もないとは言いませんので、そこは正直におっしゃっていただければと存じます。

さて、二〇一二年末に総選挙で初当選をさせていただいた直後の初めての通常国会、二〇一三年の通常国会において、付託された最重要法案の一つが、第二次安倍内閣が閣議決定したマイナンバー関連四法案でありました。

当時、厚生労働委員であった私は、日本医師会等が求めている医療等IDに反対する立場から質問したのを思い出します。

その私の考えのとおり、医療等IDという誇大な妄想は退けられ、より合理的な被保険者番号の個人単位化が進められ、さらには、今月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになるのを見て、感慨を新たにしています。そこで、総理に伺います。

そもそも、医療等IDという発想自体が、分散管理を基本とするマイナンバーの仕組みに対する無理理解に基づくものであり、被保険者番号の個人単位化に比べてコストがかさむばかりであり、医療等IDでなければ実現できないといった特段のベネフィットはないと考えますが、いかがでしょうか。

日本医師会や共産党がまき散らしたマイナンバーに係る誤解を排する観点から、改めて政府の見解を御紹介いただければ幸いです。

他方、全く進んでいないのが、外国人の在留管理への活用であります。

二〇一八年の臨時国会で成立した入管法の大改正に当たって、我が党は、深刻な偽造が蔓延する在留カードに代えて、マイナンバーカードの携帯義務化を提案し、与党との修正協議の結果、個人番号等の利用の在り方について検討を加える法律に明記しました。

そこで、総理に伺います。

入管法の検討規定には、法律の公布後、速やかに検討するとありますが、外国人の在留管理におけるマイナンバーカードの活用について検討されましたか。

検討された結果、マイナンバーカードを在留カードとして活用しないという結論になったというところであれば、マイナンバーカードを健康保険証として利用できても在留カードとしては利用できないという理由を御教示ください。

以上、デジタル関連法案が審議入りするに当たって、むしろその前にどうしても確認しておかなければならない事項について質問しましたが、時間があと三分ありますので、最重要事項三点について総理に伺い、私の質問とさせていただきます。

第一は、マイナンバーと預貯金口座のひもづけ義務化をなぜ見送ったのかです。更に言えば、今後、全ての預貯金口座とマイナンバーとのひもづけ義務化を改めて検討の俎上にのせる余地がある

のかないのか、御見解をお示しください。

第二は、二月五日の予算委員会での私の質問に対し、給付つき税額控除制度の課題として、総理は、マイナンバー制度が普及してもなお低所得者の所得を正確に把握することは難しいとおっしゃいました。私は、その真意をお尋ねします。

所得や資産の正確な把握は、給付つき税額控除といった特定の政策案に付随する課題ではなく、日本の税と社会保障に係る根源的な課題ではありませんか。そうであれば、総理御指摘の課題は、政府・与党による現行制度、プランAと、私たち日本維新の会による新所得倍増計画、プランBとを比較した場合におけるプランBに特有の課題ではないと考えますが、いかがでしょうか。

私は、自公政権が築いてきた社会保障制度と我が党が提案する社会保障制度とのいずれを選ぶかは、純粹に政策判断、政策選択の問題であり、議論の入口で、私たちの政策、プランBには様々な課題があるから検討できないという総理の御答弁は、意を尽くされたものではなかったと私は考えていますが、いかがでしょうか。お時間の許す限り、丁寧に御答弁を賜れば幸いです。

第三は、デジタル政策と経済産業制度、社会保障制度との関係です。

私は、経済社会のデジタル化は、手段であって目的ではないと考えています。目的は、経済社会を時代に即してトランスフォーミングすることであり、活力ある経済と安心の社会を築くことであると考えています。

我が党は、そうした観点から、マイナンバーのフル活用を前提とした経済社会の大改革プラン、新所得倍増計画(仮)を公表し、党員、支持者の皆様始め、広く国民の皆様の御意見を賜っているところですが、菅内閣は、経済社会のDX、デジタルトランスフォーメーションを通じてどのような経済社会を築こうとされているのでしょうか。最後に菅内閣の中期経済社会ビジョンについてお伺いし、私の質問といたします。

ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣菅義偉君登壇)

○内閣総理大臣(菅義偉君) 足立康史議員にお答えをいたします。

原子力政策についてお尋ねがありました。

福島第一原発の事故後、御指摘の機構法等の規定の趣旨も踏まえ、それまでに国が描いてきた原子力政策を含むエネルギー政策は白紙から見直しをし、原発依存度を可能な限り低減する方針を定めました。

具体的には、原子力に関する法律を抜本的に改正し、世界で最も厳しい規制基準の策定、原子力災害に備えた避難計画の充実、事業者による損害賠償方針の明確化といった措置を講じております。

今後も、原子力政策については、内外の情勢変化を踏まえながら、不断に見直しをまいりまして、

いわゆる医療等IDについてお尋ねがありました。

御指摘の医療等IDは、医療分野での情報の利活用を推進していくに当たり、プライバシー保護を十分に確保する観点から、個人を識別するIDとして、当初、厚生労働省において検討が行われていたものであります。

一方、こうした仕組みについては、システム構築が新たに必要となるほか、医療機関側においてシステム改修が必要となることから、オンライン資格確認の導入に向けて整備した、個人単位化した医療保険の被保険者番号を活用することとしたものであります。

政府としては、引き続き、この仕組みを活用して、医療・介護分野のデータの連結精度を向上させ、ビッグデータとしての活用を進めてまいります。

外国人の在留管理についてお尋ねがありました。

在留管理の在り方については、マイナンバー

カードの利用も含め、幅広く検討を進めてきましたが、常時携帯義務のある在留カードが在留管理を行う上で有用であることなどを踏まえ、対応する必要があると認識しております。

政府としては、在留カードの番号等の利用の在り方について、改正入管法の附則の規定も踏まえつつ、本年中に結論を得るべく、法改正やシステム開発等、必要な措置につき検討を進めてまいります。

マイナンバーと預貯金口座のひもづけについてお尋ねがありました。

預貯金口座にマイナンバーを付番することによって、公正な給付の実現や、所在の分からない口座情報の把握に資するようになります。

そのため、今回提出した法案では、新規口座開設時に金融機関がマイナンバーの告知を求めることを義務づけることとしています。まずは本法案を成立させていただき、円滑に実施してまいります。

給付つき税額控除についてお尋ねがありました。

所得や資産の正確な把握は、税や社会保障に係る課題と考えております。

それを前提とした上で、給付つき税額控除については、生活保護など、同じ目的の制度と比較する中で必要性を検討すべきであり、マイナンバーが普及したとしても低所得者の所得を正確に把握することは難しいことなど様々な課題があることを踏まえれば、慎重に検討していく必要があると考えております。

経済社会のビジョンについてお尋ねがありました。

次の成長の原動力をつくるために、グリーンとデジタルを車の両輪として改革を進め、産業構造転換をし、投資を促し、雇用を増やします。

特にデジタル化については、行政のデジタル化を実現するため、今後五年で全国の自治体システムの統一、標準化を目指すとともに、民間におけ

るデジタル化を促し、経済の好循環を実現します。

さらに、地方の所得を引き上げ、テレワークなどにより、地方にいても都会と同じような生活ができる、そうした社会を実現します。とりわけ、農業を地域の成長産業として、輸出で稼げる農業を育成します。

こうした政策により、ポストコロナにおいて、我が国経済が再び成長して世界をリードし、世界の中でも安全、安心の魅力ある国づくりをしてまいります。(拍手)

○副議長(赤松広隆君) 岸本周平君。

(岸本周平君登壇)

○岸本周平君 国民民主党・無所属クラブの岸本周平です。

会派を代表して、質問をいたします。(拍手) あさつて、三月十一日に、東日本大震災から十年目を迎えます。

改めて、お亡くなりになられた全ての方々に哀悼の誠をささげますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

さて、二〇〇〇年にIT基本法ができました。電子政府ということが言われ始めてから二十年がたちました。

この間、私自身も、通産省の情報処理システム開発課長として電子政府を担当した後、政治家として、二〇一三年のマイナンバー法や内閣法の改正による政府CIOの設置、二〇一四年のサイバーセキュリティ基本法、二〇一六年の官民データ活用推進基本法、そして二〇一九年のデジタル手続法など、議員立法も含め、いろいろな法律に関わってまいりました。

これらの仕組みの下、これまでハード面、例えばネットワークや電子申請システムの整備など、具体的なことは一定程度進んでまいりました。

一方で、昨年来の新型コロナウイルス感染症の拡大は、マイナンバーカードの普及率の低迷、オ

ンラインによる給付金申請手続の不具合、自治体ごとのシステムの乱立や教育、医療のデジタル化の遅れなど、二十年たっても我が国のデジタル化には多くの課題が残っていることを浮き彫りにしました。

また、デジタル化を進める過程で、二千個問題と呼ばれるように、自治体ごとに個人情報保護ルールが異なることが地方のデジタル化を阻害している問題も明らかになりました。政府に設置したCIO制度についても、せっかくの強い権限にもかかわらず、その活用が十分に行われていない状況にあります。

このように、残念ながら、我が国は、世界のデジタル先進国から大きな差をつけられている状況であります。

昨年九月にデジタル改革担当大臣に平井大臣が就任されて、こうした長年の課題を一気に解決するべく、デジタル庁の設置、デジタル社会形成基本法の制定、官民の個人情報保護ルールの一元化、預貯金口座へのマイナンバーの付番の促進などを含むデジタル改革関連法案が作られました。

ここまで来たことには非常に感慨深いものがあります。いよいよこれから、すっかり遅れてしまった我が国のデジタル化を強力に進めていくことが期待できます。

それでは、まず、デジタル庁についてお尋ねします。

デジタル化はかけ声だけでできるものではなく、また、デジタル化するとしても、単に既存のものをデジタルに置き換えるというだけでは何の意味もありません。例えば、政府のデジタル化を行う際には、業務改善をまず行い、行政のスリム化を行うことが当然なのですが、これまでは必ずしもできていませんでした。愚かな政府が、愚かな電子政府になっただけであります。

さらに、デジタル化については、非常に専門的な知見が必要となります。しかし、情報システムの整備一つを見ても、これまでの霞が関では、デ

デジタルに詳しい人材がいらないということもあり、ベンダーに丸投げでした。

真にデジタル化を進めるのであれば、各府省庁の抵抗を排除するため、デジタル化を進めるための業務を明確にし、デジタル庁に権限や予算をしっかりと与えつつ、その中に民間人を始めとする優秀なデジタル人材を多く抱える必要があります。

そこで、菅内閣総理大臣にお伺いいたします。デジタル庁が社会全体のデジタル化の司令塔となるべく、どのような業務を担当させるのか、そのためにどのような権限を与えるのか、また、デジタル庁において民間人材をどのように活用するつもりなのか、お答えください。

次に、地方のデジタル化について、平井大臣にお伺いします。

デジタル化については、汎用的なものはクラウドに載せ、多くの主体が使うことで効率性が高まります。一方で、地方公共団体については、地方分権とのバランスを取ることも必要なことです。

そこで、デジタル庁は地方公共団体のシステムにどのように関与するのか、お答えください。

また、我が国では、先ほども申し上げましたが、地方自治体ごとに個人情報保護ルールが異なります。二千個問題とも呼ばれているように、地方のデジタル化やデータの利活用を阻害するようなことが起こっています。

例えば、最近でも、地方公共団体の多くの条例にあるオンライン結合制限の規定が、政府の進めているGIGAスクール構想の推進や新型コロナウイルス感染症の感染者の共有システムであるHERSYSの活用のハードルとなりました。

今回、個人情報保護法を改正して、地方公共団体に直接、国の法律を適用することによって、いわゆる二千個問題は解決するかどうか、お答えください。

さて、冒頭にも申し上げましたように、あさって東日本大震災から十年を迎えます。自然災害

や感染症の流行などの不測の事態は、いつでも生じ得るものと覚悟して、準備を怠らないようにすることは、今を生きる我々の責務です。これからつくろうとするデジタル社会では、不測の事態があっても、安全、安心な暮らしが確保されるようにしていく必要があります。

その大前提として、デジタル社会を支える基盤であるマイナンバーカードの普及を進める必要がありますが、いまだに四人に一人程度の普及にとどまっております。

デジタル社会の実現に向けて、更なる普及が必要だと考えますが、今回の法改正を通じて、今後、どのようにマイナンバーカードの普及を進めていくお考えか、武田総務大臣にお伺いします。

また、今回のデジタル改革関連法案の中で、政府は、預貯金口座を国に登録することを求める法案を提案していますが、これによって災害などの緊急時の対応にどのように生かせるのでしょうか。昨年の特別定額給付金のような混乱は生じなくなるのでしょうか。平井大臣にお尋ねします。

また、国への口座の登録とは別に、金融機関においてマイナンバーを付番すること、これは長年の課題となっております。今般のコロナウイルスによって生活が激変してしまった方も多くいらっしゃる中で、真に救うべき方に手を差し伸べて、その一方で、不正を許さない、公平公正な社会保障制度や税制を実現していくことが不可欠です。こうした理想の実現に向けて、一つの基礎となるものがマイナンバーの付番です。

マイナンバーの預貯金口座へのひもづけ、これは、今回、政府の提案する仕組みによって本当に広まるのでしょうか。私は、全ての銀行口座をマイナンバーにひもつけよう義務化すべきだと考えますが、平井大臣、いかがでしょうか。

最初に申し上げましたとおり、私も含め、我が国のIT戦略に関わってきた多くの仲間が主張してきたことが、今回の法案によって一歩前進しようとしている、そのことは大変うれしいことである

ります。しかし、これは終点ではありません。私たちは、まさにスタート地点に立ったばかりであります。これから、デジタル庁が、社会全体のデジタル化の司令塔として、我が国のデジタル化をリードしていくことを期待いたしまして、私の代表質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣菅義偉君登壇〕

○内閣総理大臣(菅義偉君) 岸本周平議員にお答えをいたします。

デジタル庁の業務、権限、民間人材の活用についてお尋ねがありました。

デジタル庁は、組織の縦割りを排し、強力な権能と初年度は三千億円の予算を持つ組織として、国全体のデジタル化を主導します。また、政府情報システムを統括するほか、自治体のシステムとの統一、標準化、マイナンバーカードの普及などを担うこととなります。

組織の要は人です。デジタル庁には、民間から百名規模の高度な専門人材を迎えます。国、地方、民間の人材が新しい発想でマネジメントを行い、成果を出してまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

手続のワンストップ化、地方公共団体情報システム機構に対する国のガバナンス強化などを行うこととしております。

これらにより、マイナンバーカードの利便性の抜本的向上及び発行、運営体制の強化を図り、マイナンバーカードの普及促進を更に加速してまいります。(拍手)

〔国務大臣平井卓也君登壇〕

○国務大臣(平井卓也君) 岸本周平議員にお答え申し上げます。

デジタル庁の地方公共団体システムへの関わりについてのお尋ねがありました。

デジタル庁は、国の情報システムだけでなく、地方公共団体の情報システムの整備及び管理に関する基本的な方針を定めることとしています。

地方公共団体の情報システムについて、当該方針に沿って整備、管理することを推進することにより、システムの統一、標準化を進め、各団体がばらばらに対応することによる人的、財政的負担を軽減し、地域の実情に即した住民サービスの向上に注力できるようにするとともに、新たなサービスの迅速な展開を図ってまいります。

具体的には、デジタル庁が、情報システムの基盤として全国的なクラウドサービスを地方公共団体に提供し、また、国が地方公共団体の情報システムに対する補助金等を支出する事業について統括、監理することとしています。

の統一を求める声が高まっています。

今回の個人情報保護法の改正により、法律で規定する全国的な共通ルールが全ての地方公共団体に適用され、個人情報保護委員会がその解釈を一元的に担うこととなるため、いわゆる二千個問題が解消されるものと考えております。

公金受取口座登録法案についてのお尋ねがありました。

本法案は、国民の皆様任意で公金受取のための口座をマイナンバーとともに登録していただき、その口座情報を災害や感染症などの緊急時の給付金の支給等に利用できるようにするものであります。

これにより、緊急時の給付金の申請においては、口座情報の記載や通帳の写し等の添付、行政機関における口座情報の確認作業等を不要にすることができま。

加えて、昨年の特別定額給付金の事務においては、行政機関でマイナンバーが利用できず、申請者と給付対象者の照合作業が非効率なものになっていましたが、本法案では、緊急時の給付金の支給事務等にマイナンバーが利用できることとしてあります。

これらにより、今後の災害や感染症などの緊急時の給付金等では、申請手続の簡素化や給付の迅速化を実現し、国民の命を守り、真に必要なサービスをお届けするというマイナンバー制度の趣旨を体現していきます。

預貯金口座個人番号利用申出法案についてのお尋ねがありました。

本法案は、国民の皆様の負担軽減のための制度として、希望者による付番の申出としており、国民に義務づけることはしていません。一方で、金融機関への義務として、新規口座開設時等の際に、国民に対して本人同意を前提としてマイナンバーをお尋ねするという義務を規定しています。

これまで、特定口座などの証券口座は口座名義人本人に告知義務を付しましたが、付番が進まなかったこともあり、罰則がない義務化の効力には疑問もあります。結果的にどうすれば一番付番がスムーズに進むかということが重要であり、利用者のメリットを充実させることで実効性確保を高める観点から、希望者を対象としています。

預貯金口座への付番を促進するため、付番の申出のしやすさ、その結果受けられる具体的な国民の皆様へのメリットを充実させることとし、一回の付番の申出を行うことにより、本人が他の金融機関における付番についても、個別に申出をする必要がなく、預金保険機構を通じて自動的に付番がされる仕組みや、相続時や災害時に口座の所在を的確に確認できる仕組みを規定し、付番の実効性確保を高めることとしています。

預貯金口座への付番をすることは非常にメリットがあることであつて、そういうメリットを十分に説明することが重要であり、国と金融機関が密接に協力し、付番の申出の具体的なメリットと併せて、付番の申出によりデメリットが生じないことも分かりやすく金融機関の窓口等で国民に対し説明し、付番を促進してまいります。(拍手)

○副議長(赤松広隆君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(赤松広隆君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十一分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 菅 義偉君
総務大臣 武田 良太君
国務大臣 井上 信治君
国務大臣 平井 卓也君

出席内閣官房副長官及び副大臣

内閣官房副長官 坂井 学君
内閣府副大臣 藤井比早之君

○議長長の報告

(指名通知)

一、去る二日、本院は、日本ユネスコ国内委員会委員に衆議院議員小淵優子君を指名した旨内閣に通知した。

(通知書受領)

一、去る五日、内閣から、議員河井克行君及び議員あきもと司君について勾留期間が更新された旨の通知書を受領した。

(報告書受領)

一、去る五日、内閣から次の報告書を受領した。
令和二年度第三・四半期における予算使用の状況

令和二年度第三・四半期における国庫の状況
一、去る五日、内閣を経由して新型コロナウイルス感染症対策本部長菅義偉君から、次の報告書を受領した。

新型コロナウイルス等対策特別措置法第三十二条第三項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長の報告

(理事補欠選任)

一、去る五日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

文部科学委員会

理事 神山 佐市君(理事白須賀貴樹君去る二月十七日委員辞任につきその補欠)

安全保障委員会

理事 濱地 雅一君(理事遠山清彦君去る二月一日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

井林 辰憲君 深澤 陽一君
高村 正大君 西田 昭二君
櫻井 周君 中谷 一馬君
西田 昭二君 高村 正大君
深澤 陽一君 井林 辰憲君
中谷 一馬君 櫻井 周君

財務金融委員

辞任

補欠

井野 俊郎君 佐々木 紀君
井上 貴博君 工藤 彰三君
今枝宗一郎君 井出 庸生君
小泉 龍司君 大岡 敏孝君
宮澤 博行君 八木 哲也君
階 猛君 緑川 貴士君
八木 哲也君 宮澤 博行君
井出 庸生君 今枝宗一郎君
大岡 敏孝君 小泉 龍司君
工藤 彰三君 井上 貴博君
佐々木 紀君 井野 俊郎君
緑川 貴士君 階 猛君

予算委員

辞任

補欠

小倉 将信君 鈴木 憲和君
佐々木 紀君 鬼木 誠君
本多 平直君 泉 健太君
森山 浩行君 村上 史好君
藤田 文武君 足立 康史君
西岡 秀子君 高井 崇志君
鬼木 誠君 山田 賢司君
鈴木 憲和君 小倉 将信君
泉 健太君 本多 平直君
足立 康史君 藤田 文武君
山田 賢司君 佐々木 紀君
村上 史好君 森山 浩行君
高井 崇志君 西岡 秀子君

令和三年三月九日 衆議院会議録第十一号 議長の報告

議院運営委員 辞任 遠藤 敬君 補欠 藤田 文武君 藤田 文武君 遠藤 敬君 一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 議院運営委員 辞任 遠藤 敬君 補欠 浦野 靖人君 浦野 靖人君 遠藤 敬君 一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 辞任 池田 佳隆君 補欠 佐々木 紀君 金子 俊平君 畦元 将吾君 長尾 敬君 田中 英之君 牧島かれん君 井上 貴博君 宮崎 政久君 井出 庸生君 玄葉光一郎君 斉木 武志君 塩川 鉄也君 笠井 亮君 斉木 武志君 玄葉光一郎君 畦元 将吾君 金子 俊平君 井出 庸生君 宮崎 政久君 井上 貴博君 牧島かれん君 佐々木 紀君 池田 佳隆君 田中 英之君 長尾 敬君 笠井 亮君 塩川 鉄也君 法務委員 辞任 小林 鷹之君 補欠 泉田 裕彦君 山下 貴司君 福山 守君 泉田 裕彦君 小林 鷹之君 福山 守君 山下 貴司君 外務委員 辞任 小田原 潔君 補欠 藤原 崇君	蘭浦健太郎君 中山 展宏君 竹内 讓君 吉田 宣弘君 中山 展宏君 吉田 宣弘君 藤原 崇君 小田原 潔君 吉田 宣弘君 竹内 讓君 財務金融委員 辞任 古川 禎久君 補欠 八木 哲也君 八木 哲也君 古川 禎久君 文部科学委員 辞任 中村 裕之君 補欠 井林 辰憲君 中村 裕之君 井林 辰憲君 福井 照君 小寺 裕雄君 船田 元君 津島 淳君 井林 辰憲君 中村 裕之君 小寺 裕雄君 船田 元君 津島 淳君 福井 照君 厚生労働委員 辞任 木村 次郎君 補欠 本田 太郎君 木村 次郎君 本田 太郎君 国土交通委員 辞任 工藤 彰三君 補欠 青山 周平君 工藤 彰三君 青山 周平君 中谷 真一君 佐藤 明男君 青山 周平君 工藤 彰三君 佐藤 明男君 中谷 真一君 環境委員 辞任 務台 俊介君 補欠 神山 佐市君 務台 俊介君 神山 佐市君 関 健一郎君 松尾 明弘君 神山 佐市君 務台 俊介君 松尾 明弘君 関 健一郎君 安全保障委員 辞任 大岡 敏孝君 補欠 秋本 真利君 大岡 敏孝君 秋本 真利君	議院運営委員 辞任 武内 則男君 補欠 原口 一博君 武内 則男君 原口 一博君 原口 一博君 武内 則男君 (特別委員辞任及び補欠選任) 一、去る五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 東日本大震災復興特別委員 辞任 木村 次郎君 補欠 西田 昭二君 木村 次郎君 西田 昭二君 関 健一郎君 早稲田夕季君 西田 昭二君 木村 次郎君 早稲田夕季君 関 健一郎君	一、去る二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条に関する新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件 国立大学法人法の一部を改正する法律案 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律案 特許法等の一部を改正する法律案 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案 自然公園法の一部を改正する法律案 一、去る五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件 所得に対する租税に関する二重課税の除去並び	に脱税及び租税回避の防止のための日本国とセ ルビア共和国との間の条約の締結について承認 を求めるの件 所得に対する租税に関する二重課税の除去並び に脱税及び租税回避の防止のための日本国と ジョージアとの間の条約の締結について承認を 求めるの件 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国と ジョージアとの間の協定の締結について承認を 求めるの件 原子力の平和的利用における協力のための日本 国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルラ ンド連合王国政府との間の協定を改正する議定 書の締結について承認を求めるの件 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改 正する議定書の締結について承認を求めるの件 国際航路標識機関条約の締結について承認を求 めるの件 日本国における経済協力開発機構の特権及び免 除に関する日本国政府と経済協力開発機構との 間の協定の規定の適用範囲に関する交換公文を 改正する交換公文の締結について承認を求める の件 災害対策基本法等の一部を改正する法律案 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の 推進を図るための関係法律の整備に関する法律 案 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会 経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及 び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改 正する法律案 取引デジタルプラットフォームを利用する消費 者の利益の保護に関する法律案 消費者被害の防止及びその回復の促進を図るた めの特定商取引に関する法律等の一部を改正す る法律案 民法等の一部を改正する法律案
---	--	--	---	---

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案

著作権法の一部を改正する法律案

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案

(議案受領)

一、去る二日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
海上交通安全法等の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一一号)

財務金融委員会 付託

(議案送付)

一、去る二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
令和三年度一般会計予算
令和三年度特別会計予算
令和三年度政府関係機関予算

地方税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
所得税法等の一部を改正する法律案

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案

(議案撤回)

一、去る五日、次の議案は委員会において撤回を許可した。
新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(長妻昭君外五名提出、第二百三回国会衆法第一号)

(議案撤回通知)

一、去る五日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(長妻昭君外五名提出、第二百三回国会衆法第一号)
(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る五日いずれもこれを承認した。
国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、裁判所の司法行政に関する事項

二、法務行政及び検察行政に関する事項

三、国内治安に関する事項

四、人権擁護に関する事項

二、調査の目的

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
令和三年三月五日

法務委員長 義家 弘介

衆議院議長 大島 理森殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国際情勢に関する事項

二、調査の目的

国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
令和三年三月五日

外務委員長 あべ 俊子

衆議院議長 大島 理森殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、文部科学行政の基本施策に関する事項
二、生涯学習に関する事項
三、学校教育に関する事項
四、科学技術及び学術の振興に関する事項
五、科学技術の研究開発に関する事項
六、文化芸術、スポーツ及び青少年に関する事項

二、調査の目的

右各事項の実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
令和三年三月五日

文部科学委員長 左藤 章

衆議院議長 大島 理森殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項
一、国土交通行政の基本施策に関する事項
二、国土計画、土地及び水資源に関する事項
三、都市計画、建築及び地域整備に関する事項
四、河川、道路、港湾及び住宅に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

五、陸運、海運、航空及び観光に関する事項
六、北海道開発に関する事項
七、気象及び海上保安に関する事項

二、調査の目的

国土交通行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
令和三年三月五日

国土交通委員長 あかま 二郎

衆議院議長 大島 理森殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項
一、環境の基本施策に関する事項
二、地球温暖化の防止及び低炭素社会の構築に関する事項
三、循環型社会の形成に関する事項
四、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する事項
五、公害の防止及び健康被害の救済に関する事項
六、原子力の規制に関する事項
七、公害紛争の処理に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

令和三年三月五日

環境委員長 石原 宏高
衆議院議長 大島 理森殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国の安全保障に関する事項

二、調査の目的

国の安全保障における防衛等の実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

令和三年三月五日

安全保障委員長 若宮 健嗣
衆議院議長 大島 理森殿

(質問書提出)

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

成年年齢引下げの影響を受ける成人式の対象年齢に関する質問主意書(青山大人君提出)

新型コロナウイルス感染症回復者血漿を用いた治療法の承認に関する質問主意書(松原仁君提出)

一、去る三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

内閣広報官の給与に関する質問主意書(岡本充功君提出)

新型コロナウイルス感染症治療薬の承認に関する質問主意書(松原仁君提出)

一、去る四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

上尾道路整備における江川地区の環境保全に関

する質問主意書(大河原雅子君提出)

一、去る五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

オンラインによる国家公務員の人材募集に関する質問主意書(丸山穂高君提出)

大義なきイラク戦争の総括に関する質問主意書(江田憲司君提出)

一、昨八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

食品香料ジアセチルによる呼吸器疾患の労災認定に関する質問主意書(阿部知子君提出)

(答弁書受領)

一、去る二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員江田憲司君提出北方領土返還を巡る日露交渉に関する質問に対する答弁書

令和三年二月十八日提出
質問 第四九号

北方領土返還を巡る日露交渉に関する質問主意書
提出者 江田 憲司

北方領土返還を巡る日露交渉に関する質問主意書

一 報道によれば、ロシアのプーチン大統領は今

月、日本との北方領土交渉について「憲法に違反する行為は一切しない」と述べ、昨年七月に発効した改正憲法に盛り込まれた「領土割譲の禁止」条項を念頭に、日本の領土返還要求に

応じない立場を表明したという。これが事実とすれば、今後のロシアとの交渉に重大な支障となると考えるが、政府の認識如何。

二 そのロシア改正憲法には、「国境の再画定を「領土割譲の禁止」の例外とする規定もあるというが、政府はどう解しているか。この例外規定について、ロシア外交当局と意見を取り交わしたことはあるか。あるのであれば、この規定に

ついてのロシア側の見解如何。

三 安倍前政権は、日露交渉における「新しいアプローチ」を提起したが、菅政権もそれを踏襲するの

か。その場合、「新しいアプローチ」とは何を意味するの

か。「共同経済活動」のことか。

四 「共同経済活動」自体は、何も目新しいものでは

なく、小渕政権時の「モスクワ宣言(一九九八年十一月)で共同経済活動委員会は、国境線確定委員会と並行して活動し、どのような共同経済活動ができるか検討する」旨が盛り込まれた

が、結果、潰えたものである。その最大の要因は、「日ロ双方の法的立場を損なわない」ことが確保できなかつたことにある。にもかかわらず、菅政権がこのアプローチを継承しているのなら、なぜ、小渕政権時にはできなかったことが、今後、できるようになるのか、説明された

い。

五 安倍前政権以降、政府は日ソ共同宣言(一九五六年)を基礎とするという方針を繰り返しているが、その意味するものは何か。あえて「東京宣言(一九九三年)にも「イルクーツク声明(二〇〇一年)にも触れていない理由如何。これは「二島のみ返還」を意味するのではないか。あるいは、「二島先行返還」を意味するものか。

六 ウラジオストクで開催された「東方経済フォーラム(二〇一八年九月)で、プーチン大統領は「前提条件をつけずに平和条約を締結した後、すべての問題の議論を続ける」とし、領土交渉を後回しにする考えを示唆した。これで追いつめられた安倍前首相が、その後、シンガポールで開催された首脳会談(二〇一八年十一月)で「二島のみ返還」に舵を切つたのではない

か。

七 そのシンガポール合意以降、安倍前首相がこの問題で頼つた鈴木宗男氏のブレインである東郷元オランダ大使、佐藤元外務省主任分析官が、口裏を合わせたかのように「二島返還+α」

論(歯舞群島、色丹島は返還するが、国後島、択捉島の主権はロシアに認め、この二島とは経済的交流等を自由にするという案)をメディアに発信していたことがあったが、これは、当時の官邸との連携ブレではなかったのか。

八 そもそも、この日露交渉が暗礁に乗りあげた発端が、安倍前首相の故郷、長門市での日露首脳会談(二〇一六年十二月)である。この時、「共同声明」どころか、最も格下の「プレス向け声明」しか発出できず、しかも、そこに「領土の二文字すらなかった。なぜ、わざわざ、ロシアの大統領が久々に訪日し、安倍前首相の故郷で会談したにもかかわらず、この程度の対外発表しかできなかったのか。この事実自体が、領土問題でロシア側が譲歩しないという意思を表明した証左ではないか。

九 クリミアを併合したロシア、力による領土拡大を図つたロシアに、「法と正義」が通じると政府は考えているのか。

十 このクリミア併合に対し、政府は「ウクライナの統一性、主権や領土の一体性を侵害するものであり、非難する」と表明したが、その制裁は、査証(ビザ)発給要件緩和に関する協議停止や両国間の新投資協定など三点の締結交渉開始凍結にとどめている。ロシアが北方領土を、先の大戦の結果、ロシアの領土になったと認めると言い続け、領土交渉に誠意を見せないなら、「お百度を踏む朝貢外交」ではなく、先進七カ国(G7)を含む各国と歩調を合わせ、より厳しい措置を検討すべきではないか。

十一 今年二月七日の「北方領土の日」に行われた「北方領土返還要求全国大会」が採択した大会アピールでは、返還を求める北方四島について、「法的根拠のないままに七十五年間占拠され続けていることは誠に遺憾」と明記されている。政府も同じ認識か。

十二 最後に、あくまで「四島の帰属問題を解決して平和条約を締結する」という、歴代政権の方針に変更はないか。はつきりと答えられたら、右質問する。

内閣衆質二〇四第四九号

令和三年三月二日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員江田憲司君提出北方領土返還を巡る日露交渉に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員江田憲司君提出北方領土返還を巡る日露交渉に関する質問に対する答弁書

一について

プーチン・ロシア連邦大統領(以下「プーチン大統領」という)の御指摘の発言については承知しているが、御指摘のロシア連邦の憲法改正後の令和二年九月二十九日に菅内閣総理大臣とプーチン大統領との間で行われた日露首脳電話会談の際に、プーチン大統領は、平和条約交渉を継続していく意向を表明している。

二について

お尋ねは、外国憲法の解釈に関するものであり、政府として、有権的に解釈し得る立場にはないため、お答えすることは差し控えたい。ロシア連邦政府との間では平素から様々なやり取りを行ってきたが、外交上の個別のやり取りについては相手国との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

三及び四について

お尋ねの「新しいアプローチ」とは、北方領土問題に関し、北方四島の未来像を描き、その中から解決策を探し出すという未来志向の発想に基づくものであるが、御指摘の「モスクワ宣言」における「共同経済活動」との比較において、そ

の詳細を明らかにすることは、ロシア連邦との今後の交渉に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。いずれにせよ、平成二十八年十二月十五日及び十六日の日露首脳会談で両首脳が協議を開始することによって一致した北方四島における共同経済活動は、この「新しいアプローチ」の一環であり、菅内閣においてもロシア連邦政府との間で協議を継続している。

五、六及び十二について

お尋ねの「二島のみ返還」及び「二島先行返還」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、北方領土は我が国が主権を有する島々であり、政府としては、ロシア連邦との間で北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、平和条約交渉に粘り強く取り組んでいくとの考えに変更はない。

七について

お尋ねの「当時の官邸との連携プレー」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

八について

平成二十八年十二月十五日及び十六日の日露首脳会談の際に、両首脳は、平和条約問題を解決するとの両首脳自身の真摯な決意を表明した。同会談後に発表されたプレス向け声明において、「両首脳は、平和条約問題を解決する自らの真摯な決意を表明した旨が確認されている。

九について

御指摘の「法と正義」が通じるの意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

十について

御指摘の「お百度を踏む朝貢外交」の意味するところが必ずしも明らかでないが、政府としては、ウクライナの主権と領土の一体性を尊重し

ており、ロシア連邦によるクリミア「併合」は認めないとの立場の下、G7の連帯を重視しつつ、御指摘の査証等に関する措置を含め、対露措置を継続している。

また、令和二年九月二十九日に菅内閣総理大臣とプーチン大統領との間で行われた日露首脳電話会談の際に、プーチン大統領は、平和条約交渉を継続していく意向を表明しており、政府としては、ロシア連邦との間で北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、平和条約交渉に粘り強く取り組んでいく考えである。

十一について

北方領土は我が国が主権を有する島々である。

一、去る五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員丸山穂高君提出災害時の踏切道の管理に関する質問に対する答弁書

衆議院議員丸山穂高君提出新型コロナウイルスの殺菌に用いる紫外線に関する質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博君提出沖縄振興特定事業推進費等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員阿部知子君提出公衆衛生政策の観点から拡充すべき死因究明制度に関する質問に対する答弁書

衆議院議員江田憲司君提出普天間飛行場の返還及びその辺野古移設に関する質問に対する答弁書

衆議院議員丸山穂高君提出歩行者の交通事故防止に関する質問に対する答弁書

令和三年二月十九日提出
質問 第五〇号

災害時の踏切道の管理に関する質問主意書

提出者 丸山 穂高

災害時の踏切道の管理に関する質問主意書
事故や渋滞の原因となり改良が必要な踏切について、期限を区切らず大臣が機動的に指定し、地域の声を取り込みながら踏切周辺対策など幅広い手法も活用して対策を促進するとともに、災害時の踏切道の適確な管理を促進する制度を創設し、あわせて、近年の災害の教訓を踏まえ、「道の駅」を防災拠点として活用する制度、鉄道事業者が鉄道施設に障害を及ぼす植物等の伐採等を可能とする制度等の創設により、道路と鉄道の防災機能を強化する「踏切道改良促進法等」の一部を改正する法律案が、令和三年一月二十九日に閣議決定された。

今後起こりうる巨大地震や津波、台風等の災害緊急時において、多数の踏切道が遮断され、緊急車両が大幅に迂回を迫られたり、地域住民の移動の妨げを起こさないように課題を解消していかなければならない。関連し、以下質問する。

一 国土交通省は、平成三十年六月の「大阪北部地震における運転再開等に係る対応に関する連絡会議」を受け、各地方運輸局に、災害が発生した際に踏切が長時間遮断する場合の緊急車両の通行に関し、優先的に速やかに開放する踏切の指定等を行うよう通達している。

各地方運輸局において、踏切の指定等は完了しているか。また、現在までに何か所の踏切が指定されたのか、回答されたい。

二 「災害時における鉄道踏切遮断に関する質問主意書」(令和元年十一月二十六日提出質問第一〇〇号)において、災害時には、駅員も遮断機の操作ができるよう検討を行うべきとの考えに対する見解を求めたところ、政府は「駅員に対する踏切の遮断機の操作に係る教育の実施を必要に応じ鉄道事業者が検討している場合もある」との認識を示した。

一方で、今国会に、災害時における鉄道事業者及び道路管理者による指定を受けた踏切道の開放手順作成を義務付けること等を内容とする

「踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案」が提出されているが、同法律案を提出する事前情報として、政府は各鉄道事業者における、駅員に対する踏切の遮断機の操作に係る教育実施の状況を把握しているか。把握している場合、実態を示されたい。

三 今国会に提出された「踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案」によって、災害時における指定を受けた踏切道の開放手順作成の義務付けがされているが、「災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定」で言う「災害」とは、具体的にどのような災害を想定しているのか。想定した災害の中に津波は入っているのか。

四 津波襲来時においては、一刻も早い避難が、生死を分けることとなると思うが、そのような際は、決められた開放手順を踏むことにより生命の危険が生じる場合もあると考えられる。

津波襲来時においては、道路交通法第三十三条や鉄道営業法第三十七条など、法律に定められた踏切の通過方法に違反して通過する行為に刑法上の緊急避難が適用される場合もあると思うが、見解を問う。適用されることがまったくないとするならば、どのような理由でそのような判断となるのか、根拠を含め明確に回答されたい。

右質問する。

内閣衆質二〇四第五〇号

令和三年三月五日

内閣総理大臣 菅 義偉
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員丸山穂高君提出災害時の踏切道の管理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員丸山穂高君提出災害時の踏切道の管理に関する質問に対する答弁書

令和三年三月九日 衆議院会議録第十一号 議長の報告

一について

お尋ねの「優先的に速やかに開放する踏切の指定等」については、鉄軌道事業者、消防等の関係者において、緊急交通路指定予定路線、地域防災計画に定められた緊急輸送道路又は各種防災拠点、重要防護施設等を連絡する道路上にある踏切等を対象に指定の検討が進められているところであり、令和二年十二月時点で、検討対象となった約千五百か所の踏切のうち約千二百か所が指定されたところである。

二について

お尋ねの「駅員に対する踏切の遮断機の操作に係る教育実施の状況」を網羅的に把握しているものではないが、例えば、複数の鉄道事業者において、一年に一回程度の頻度で、駅員に対する踏切の遮断機の操作方法に係る教育や訓練が行われていると承知している。

三について

お尋ねの「災害」については、地震、暴風、豪雨、津波等の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは事故による被害を想定している。

四について

刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十七条第一項前段は、「自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危険を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかつた場合に限り、罰しない」と規定しているところ、お尋ねのような行為に係る犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づいて個々に判断すべき事柄であるため、一概にお答えすることは困難である。

令和三年二月十九日提出
質問 第五一 号

新型コロナウイルス等の殺菌に用いる紫外線に関する質問主意書

提出者 丸山 穂高

新型コロナウイルス等の殺菌に用いる紫外線に関する質問主意書

新型コロナウイルス感染症の感染予防策には、様々なものが使用されている。その中で、紫外線ランプ及び殺菌灯、紫外線殺菌装置を用いた紫外線の殺菌作用が挙げられており、新型コロナウイルスへの効果を記載しているものも存在する。紫外線は殺菌作用がある一方、人体への直接又は間接照射による眼疾患又は皮膚疾患など、施設の労働者や利用者に健康被害を引き起こす可能性があることから、使用には細心の注意が必要とされる。

右を踏まえ、以下質問する。

一 厚生労働省の「医療機関における院内感染対策について(平成二十六年十二月十九日付け医政地発一二一九第一号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)」によると、紫外線照射等については、「効果及び作業者の安全に関する科学的根拠並びに想定される院内感染のリスクに応じて、慎重に判断すること」とされているが、医療機関ではない施設における紫外線照射等については、慎重に判断する必要があるか。また、政府は医療機関ではない施設での紫外線照射等について、今回の新型コロナウイルス感染症を含めた感染対策に用いる際の注意点について通知を発出するとともに、ホームページにおいて当該通知を公表する考えはないか、政府の見解を問う。

二 厚生労働省の「特殊健康診断指導指針について(昭和三十一年五月十八日付け基発第三〇八号。以下「通達」という。)」による特殊健康診断の指導勧奨について、使用者が特殊健康診断を実施するように指導勧奨することとされている対象業務の中に、「紫外線、赤外線にさらされる業務」が挙げられている。一方で、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染予防策として、紫外線を屋内照射する施設も存在する。

1 新型コロナウイルス感染症の感染予防策として

して紫外線を照射する施設において、紫外線にばく露する業務は、厚生労働省の通達における特殊健康診断の指導勧奨の対象業務に該当することになるか、政府の見解を問う。

2 新型コロナウイルス感染症の感染予防策として紫外線を照射する施設において、従業員が業務上紫外線にさらされたことにより眼疾患又は皮膚疾患を発症した場合、労災補償の対象となる疾病の範囲を定めた職業病リスト(労働基準法施行規則別表第一の二の第二号一に規定する「紫外線にさらされる業務」による前眼部疾患又は皮膚疾患)に該当し、労災補償の対象となるか。また、使用者の安全配慮義務違反となるか、政府の見解を問う。

三 新型コロナウイルス感染症の感染予防策として紫外線を照射する施設において、当該施設利用客が、紫外線にばく露することにより眼疾患又は皮膚疾患といった人体への危害が生じた場合、その損害の賠償責任について、装置に欠陥があれば装置の製造者が負い、紫外線にばく露させたことに対して故意又は過失があれば装置設置者(当該装置を使用している施設管理者等)が負うこととなるのか、政府の見解を問う。

四 紫外線ランプ及び殺菌灯に関して、例えば「直接又は間接に肉眼で見ない」、「紫外線を皮膚に直接又は間接にあてない」、「常時人の居る場所や紫外線が直接又は、天井からの反射光が人にあたる場所では使用しない」ことを警告している製造者又は販売者がある一方で、警告を十分に記載していなかったり、説明していなかったりする製造者又は販売者が存在する。紫外線ランプ及び殺菌灯に関する警告が十分周知されていない実態があることから、眼や皮膚を防護していない者がいるにもかかわらず、紫外線を照射してしまい、施設や家庭で紫外線にばく露する危険性がある。こうした使用事例により、人体に危害が生じないよう、政府は、新型コロナウイルス感染症の感染予防に用いる際の

注意事項を国民に十分周知する必要はないか、政府の見解を問う。

五 消費生活用製品安全法において、ガス瞬間湯沸器等の販売を行う際には、経年劣化により危害を及ぼすおそれが多く、適切な保守が必要である旨の説明が義務付けられており、携帯用レーザー応用装置の販売の際には、安全基準を満たしていることや使用上の注意事項等の表示が義務付けられている。他にも、販売時に説明や書面の交付を義務付けているものは少なくない。紫外線ランプ及び殺菌灯を販売する際にも、人体に危害が生じるおそれがある旨のほか、施設において紫外線を空間照射し、利用者の人体に危害が生じた場合には、装置設置者が損害賠償責任を負う旨を購入者に説明した上で販売するよう、製造者及び販売者を行政指導する必要はないか、政府の見解を問う。

六 海外で製造された紫外線ランプ及び殺菌灯、紫外線殺菌装置には、製品の安全性が確認できていないもの及び適切な使用方法が明示されておらず、使用者に危険が及びかねないものがある。『電気消毒器』に当たる紫外線殺菌装置については、電気用品安全法の適用対象となっており、国内で生産されたものか海外から輸入されたものかを問わず、事業者は技術上の基準に適合させることが求められているが、電気用品安全法施行令別表第二により登録検査機関による検査対象である特定電気用品からは外れており、電気用品安全法第八條第二項により事業者の自主検査に委ねられている。海外から輸入された紫外線殺菌装置について、取締りを強化する必要はないか、政府の見解を問う。

また、新型コロナウイルス感染症の感染予防に用いるため販売が増えたと考えられることから、自主検査違反・技術基準違反を含めた平成三十年から令和二年の同法違反の件数及び行政指導・行政命令を発出した件数並びにそれぞれについて国内及び海外の製造事業者別の内訳を

明らかにされたい。

七 紫外線ランプ及び殺菌灯は、照明用途以外に用いられるランプとして取り扱われ、電気用品安全法の指定品目となっていない。昨今、新型コロナウイルス感染症の感染予防に紫外線ランプ及び殺菌灯が用いられることから、電気用品による危険及び障害の発生の防止を目的とする電気用品安全法の指定品目に加え、国民の健康・安全を確保することが適当と考えられるが、政府の見解を問う。

また、電気用品安全法の指定品目とならないのであれば、例えば携帯用レーザー応用装置が必要な品質の確保が十分でない事業者がいると認められる製品として消費生活用製品安全法の特別特定製品に指定されているように、登録検査機関による適合性検査を義務付ける消費生活用製品安全法の適用により、紫外線ランプ及び殺菌灯の一層の安全性を担保することが適当と考えられるが、政府の見解を問う。

内閣衆質二〇四第五一号
令和三年三月五日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員丸山穂高君提出新型コロナウイルス等の殺菌に用いる紫外線に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員丸山穂高君提出新型コロナウイルス等の殺菌に用いる紫外線に関する質問に対する答弁書

一について

紫外線の新型コロナウイルス感染症の予防効果について、現時点では必ずしも明らかになっておらず、御指摘の「医療機関ではない施設における紫外線照射等」については、各施設において、実施する「紫外線照射等」の有効性及び安

全性を踏まえて適切に判断していただきたいと考えているところであり、お尋ねの「今回の新型コロナウイルス感染症を含めた感染対策に用いる際の注意点について通知を発出すること及び「ホームページ」において当該通知を公表すること」は考えていない。

二の1について

御指摘の「新型コロナウイルス感染症の感染予防策として紫外線を照射する施設において、紫外線にばく露する業務」については承知していません。お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、一般論としては、「特殊健康診断指導指針について（昭和三十一年五月十八日付け基発第三百八号労働省労働基準局長通知）における紫外線にさらされる業務に該当するかどうかについては、業務の実態を踏まえ、個別に判断することとなる。」

二の2について

お尋ねについては、労働者が紫外線にさらされる業務に従事することにより前眼部疾患又は皮膚疾患を発症した場合には、労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）別表第一の二第二号1に掲げる疾病として、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく補償の対象となる。

また、お尋ねの「使用者の安全配慮義務に違反するか否かについては、個別の事案に応じて司法判断がされるものと考えており、一概にお答えすることは困難である。」

三について

お尋ねの「その損害の賠償責任を負う者については、個別の事案に応じて民法（明治二十九年法律第八十九号）、製造物責任法（平成六年法律第八十五号）等の規定に従って判断されるものであり、一概にお答えすることは困難である。」

四について

紫外線の新型コロナウイルス感染症の予防効

果について、現時点では必ずしも明らかになっておらず、御指摘の「施設や家庭」における紫外線ランプ及び殺菌灯の使用については、紫外線の有効性及び安全性を踏まえて適切に判断していただきたいと考えているところであり、お尋ねの「新型コロナウイルス感染症の感染予防に用いる際の注意事項を国民に十分周知すること」は考えていないが、必要に応じて、関係法令に基づき対応が行われることとなる。

五について

令和二年の夏以降、殺菌灯を有する電気消毒器に関する事業者等からの問合せが増加していることから、御指摘の「紫外線ランプ及び殺菌灯」についても、事故の発生状況等について注視してきたところであるが、現時点では、製品に起因する事故が発生している状況にあるとは承知していないことから、引き続き事故の発生状況を注視し、必要な行政指導を行ってまいりたい。

なお、「損害賠償責任を負う者については、個別の事案に応じて判断されるものであり、お尋ねのような製造者及び販売者に対する行政指導は考えていない。」

六について

御指摘の「電気消毒器」に当たる紫外線殺菌装置の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「特定電気用品」が電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号。以下「法」という。）第二条第二項に規定する特定電気用品（以下単に「特定電気用品」という。）を指すのであれば、殺菌灯を有する電気消毒器については、製品に起因する事故は報告されておらず、特定電気用品の要件として同項に定める「構造又は使用方法その他の使用状況からみて特に危険又は障害の発生するおそれが多い電気用品」とはいえないことから、現時点では、国内において製造されたものか輸入されたものかを問わず特定電気用品の対象とすることは考えていな

い。なお、殺菌灯を有する電気消毒器については、法第八条第一項に規定する技術基準（以下単に「技術基準」という。）に関し、「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について」（平成二十五年七月一日付二〇一三〇六〇五商局第三号経済産業省大臣官房商務流通保安審議官通知。以下「通知」という。）により、通常の使用状態において光線が直接外部に漏れない構造であるものについてのみ解釈を明確化しているところ、現在、外部に向けて光線を照射することを目的としたものについても解釈を明確化することを検討しているところである。

また、平成三十年から令和二年までの間に於いて、国内において殺菌灯を有する電気消毒器を製造する事業者が法に違反していることを確認した件数は六件であり、これらの違反に対して行政指導及び行政処分を行った件数は、それぞれ六件及び零件である。また、同期間において、海外において製造された殺菌灯を有する電気消毒器を輸入する事業者が法に違反していることを確認した件数は一件であり、この違反に対して行政指導及び行政処分を行った件数は、それぞれ一件及び零件である。

七について
法第二条第一項並びに電気用品安全法施行令（昭和二十七年政令第三百二十四号）第一条及び別表第二第九号（十五）の規定により、殺菌灯を有する電気消毒器は、法の規定の適用を受ける電気用品の一つとされていることから、殺菌灯を有する電気消毒器を構成する「紫外線ランプ及び殺菌灯」については、法の規定の適用を受ける。一方、六についてでお答えしたとおり、殺菌灯を有する電気消毒器については、技術基準に関し、通知により、通常の使用状態において光線が直接外部に漏れない構造であるものについてのみ解釈を明確化しているところ、政府としては、現在、外部に向けて光線を照射することを目的としたものについても解釈を明確化

することを検討しているところである。

政府としては、引き続き法に基づく適切な対応に努めるとともに、殺菌灯を有する電気消毒器を構成しない「紫外線ランプ及び殺菌灯」の規制の在り方についても、事故の発生状況等も踏まえつつ、必要に応じ、検討してまいりたい。

令和三年二月二十二日提出
質 問 第 五 二 号

沖縄振興特定事業推進費等に関する再質問主意書

提出者 屋良 朝博

沖縄振興特定事業推進費等に関する再質問主意書

令和三年一月二十七日に提出した「沖縄振興特定事業推進費等に関する質問主意書」において、近年の沖縄振興予算に関し、県の自主性を尊重した沖縄振興策である沖縄振興一括交付金が年々減額されている一方で、県を通さずに国から市町村に直接配分される沖縄振興特定事業推進費が令和元年度の創設以降、約三倍と飛躍的に増額されている状況は、「沖縄の自主性を尊重」することを目的とした沖縄振興特別措置法の趣旨に沿うものではないばかりか、日本国憲法第九十二条に定める「地方自治の本旨」をも歪めるものと言わざるを得ないとの観点から質問を行ったところである。

ついては、令和三年二月五日に受領した内閣衆質二〇四第一七号「衆議院議員屋良朝博君提出沖縄振興特定事業推進費等に関する質問に対する答弁書」（以下「本件答弁書」という。）を踏まえ、再度、以下の事項について答えられた。

一 本件答弁書「一」についてによれば、「沖縄振興特定事業推進費は、予算に基づくものであるが、法令上の根拠はない」とあるが、本件答弁書「四」についてにある「事業を複数年度にわたって安定的に実施することと可能とする」には、沖縄振興特別措置法を根拠規定とする沖縄振興

特別推進交付金で対応すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 本件答弁書「二」についてによれば、沖縄振興特定事業推進費は、国が補助金を交付することにより「沖縄の実情に即した事業の確かつ効果的な実施を図る」としているが、国による補助金の交付が知事と県内四十一市町村長で構成する沖縄振興会議において配分が決定される沖縄振興特別推進交付金よりも「沖縄の実情に即した事業の確かつ効果的な実施」となる理由及びそれについて政府が把握している具体的な事例を示されたい。

三 本件答弁書「三」についてによれば、沖縄振興特定事業推進費については、令和元年度の制度創設以降、新規事業分が毎年度三十億円計上されているが、その積算根拠を示されたい。

四 令和二年度までの沖縄振興特定事業推進費における市町村補助金の交付決定額について、沖縄市、那覇市、うるま市、八重瀬町、宜野湾市の五市町村の合計が全体に占める割合及び沖縄市単独で全体に占める割合を示されたい。

また、「沖縄の自主性を尊重」するとの観点からみれば、知事と県内四十一市町村長で構成する沖縄振興会議において配分が決定される沖縄振興特別推進交付金を増額することの方が県全体に対する公平性、平等性が一層確保されるものと考え、政府の見解を示されたい。

五 本件答弁書「三」についてによれば、沖縄振興特定事業推進費の令和元年度における執行率は約十二・八％、繰越率は約八十三・七％となっている。この多額の繰越が発生した理由について示されたい。また、多額の繰越が発生したことについて、政府の見解を示されたい。

あわせて、沖縄振興一括交付金が制度創設当初において、執行率の低さを理由に減額されていたことに対して、同様に執行率が低く、多額の繰越が発生した沖縄振興特定事業推進費を次年度に更に増額した理由とその根拠を示されたい。

い。

六 令和二年度の内閣府行政事業レビューによれば、沖縄振興特定事業推進費の活動指標の「交付決定額」について、外部有識者から、「事業の進捗実態を示す指標になりえていない」として見直しを求められているが、内閣府は新たな指標としてどのようなものを検討しているのか、具体的な検討状況を示されたい。

七 本件答弁書の「五」についてにおける「例えば、年度途中に生じた政策課題への迅速な対応が困難なこと」について、政府が把握している具体的な事例を示されたい。

内閣衆質二〇四第五二号
令和三年三月五日

内閣総理大臣 菅 義偉
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員屋良朝博君提出沖縄振興特定事業推進費等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員屋良朝博君提出沖縄振興特定事業推進費等に関する再質問に対する答弁書

一について
沖縄振興特定事業推進費（沖縄振興特定事業推進費市町村補助金（以下「市町村補助金」という。）及び沖縄振興特定事業推進費民間補助金をいう。以下同じ。）については、継続事業に要する経費を含めて予算を計上することにより、事業を複数年度にわたって安定的に実施することが可能となるため、「二事業を複数年度にわたって安定的に実施することと可能とする」には、沖縄振興特別措置法を根拠規定とする沖縄振興特別推進交付金で対応すべき」との御指摘は当たらない。

二及び四の後段について
御指摘の「県全体に対する公平性、平等性が

「一層確保される」との意味するところが必ずしも明らかではないが、沖縄振興特定事業推進費は、沖縄振興特別推進交付金を補充し、内閣府が沖縄県内の市町村等(以下「市町村等」という。)と直接、速やかな調整を図ることを通じて、市町村等の意向を踏まえ政策課題に迅速かつ柔軟に対応するための事業に要する経費の一部を補助するものであつて、これを活用することにより、市町村等に対し、よりの確かつ効果的な支援が可能になるものと考えている。

また、お尋ねの「政府が把握している具体的な事例」については、例えば、沖縄の食の魅力発信拠点整備事業について、年度途中に地元の要望等を受けて迅速に事業を実施する必要があることに伴い、同府及び那覇市が直接、沖縄振興特定事業推進費の活用に向けて速やかな調整を図り、臨機応変な財源捻出による的確かつ効果的な支援が可能となったことが挙げられる。

三について

各年度における沖縄振興特定事業推進費の当初予算額令和三年度においては、今国会に提出している令和三年度予算の額をいう。うち、新規事業に要する経費については、令和元年度における沖縄振興特定事業推進費の執行実績等を勘案して、それぞれ所要額を積算したものである。

四の前提について

市町村補助金の令和三年三月一日までの累計の交付決定額のうち、那覇市、宜野湾市、沖縄市、うるま市及び八重瀬町に対する交付決定額の合計額が占める割合は約九十三・三パーセント、沖縄市に対する交付決定額が占める割合は約五十八・二パーセントである。

五及び六について

令和元年度における沖縄振興特定事業推進費の繰越しについては、自然災害の影響による事業の進捗の遅れを主な要因とするものであり、

やむを得ないものと考えている。また、御指摘の「活動指標」については、当該繰越しを行った事業の進捗状況を踏まえつつ、必要に応じ、見直しを検討してまいりたい。

お尋ねの「沖縄振興特定事業推進費を次年度に更に増額した理由とその根拠」については、先の答弁書(令和三年二月五日内閣衆質二〇四第一七号)六及び七についてお答えしたとおりである。

七について

お尋ねについては、例えば、我が国による「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界遺産一覧表への記載の推薦について、国際自然保護連合による延期の勧告を踏まえて平成三十年六月一日に取り下げることに関する議了解したことに伴い、可能な限り早期の推薦を行うため、当該勧告において要請された生物多様性の保全等の対応を迅速に行う必要が生じたところ、そのための臨機応変な財源捻出が困難であったことが挙げられる。

令和三年二月二十四日提出

質 問 第五三三号

公衆衛生政策の観点から拡充すべき死因究明制度に関する質問主意書

提出者 阿部 知子

公衆衛生政策の観点から拡充すべき死因究明制度に関する質問主意書

我が国における死因究明制度は、二〇一二年に「死因究明等の推進に関する法律(以下、推進法)」と「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(以下、調査法)」が成立し、調査法に基づく新たな解剖制度が創設されたことで大きく前進するかに見えた。しかし推進法は時限立法のため二〇一四年に失効し、しばらく理念法の空白状態が続いたが、ようやく二〇一九年に新たに成立した「死因究明等推進基本法(以下、基本

法)」によって設置された死因究明等推進本部において、死因究明等推進計画の策定に向けた検討会が継続されている。この経緯を踏まえて以下質問する。

一 死因究明に関する施策は、従来の推進法では総合調整的な役割が必要とされ、内閣府の所管とされたが、二〇二〇年四月一日に施行された基本法では、厚生労働大臣を本部長とする死因究明等推進本部に所管が移された。推進法の成果はどのように評価され、どのような経緯で厚労省の所管とされたのか。

二 推進法において「実施されるべき施策」の第一に掲げられた「死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備」については、ほとんど進捗がなかった。このことについて、課題はどのように総括され、その結果が基本法及び現在策定中とされる「死因究明等推進計画」にはどのように位置付けられているのか。

三 二〇一二年から現在までに警察が取り扱った遺体のうち、司法解剖、行政解剖、監察医解剖・承諾解剖、調査法解剖に付した数の年次推移について、政府が把握しているところを都道府県ごとにそれぞれ示されたい。聞き及ぶ限りではこの期間に剖検数も地域差も大きな改善はないと認識しているが、この結果をどのように分析したのか。

四 欧米の先進国の多くが、死因究明の最終目的を「国民の健康と安全の増進」としている。一方、日本においては、解剖の要否を決める判断基準は事件性、犯罪性の有無であり、医学的、衛生学的観点で解剖を行うことは原則ないとされ、警察主導の制度となっている。さらに、司法解剖は原則非公開のため剖検情報が共有されず、事件の再発防止や公衆衛生には活かされにくい実態があるが、死因究明の目的について、基本法においては何と位置付けられているのか。

五 基本法は基本理念として第三条第二項で、

「死因究明の推進は(中略)死因究明により得られた知見が疾病の予防及び治療をはじめとする公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されることとなるよう、行われるものとする」と定めている。

現在、拡大の一途をたどっている新型コロナウイルス感染症などの新興感染症対策は、まさしく公衆衛生上の最も重要な目的の一つと考えられるが政府の見解は如何。

六 本年二月十七日の衆議院予算委員会において、警察庁は令和二年三月から令和三年二月十日までに警察が検視等により取り扱った新型コロナウイルス感染症陽性であった遺体二百六十六件のうち、新型コロナウイルス感染症百四十四件、肺炎五十一件、その他四十七件、不詳九件、合計二百三十一件を内因死、外因死三十二件と答弁している。しかし、その多くは検案医が外表検査のみで判断した病名である可能性が高い。そもそも同期間に警察が取り扱った遺体は何件あったのか。そのうち解剖されたのは何件か。また、PCR検査を行ったのは何件か。政府の把握しているところについて答弁を求める。

七 新型コロナウイルス感染症は急速に進行する呼吸不全や血栓塞栓症による原因不明の突然死という転帰をとることが明らかになっている。自宅や救急搬送後に亡くなった遺体の中に、新型コロナウイルス感染症の感染事例が見逃されている可能性は否定できない。検査や解剖を行わず、外表のみで病名を決定するこうした実態は、長期的には死亡統計にも影響を与えかねない懸念されるが、この点について政府の見解を示されたい。

八 感染症における公衆衛生を担う保健所は、自宅や搬送中の死亡者に対しても行政検査を行い、新型コロナウイルス陽性であった場合は、その方のご家族やご遺体に触れた警察官や検視官、葬儀関係者などに対し、積極的疫学調査を

行う義務があると考え、それらは現状のような実態にあるか把握しているか。

また、保健所の抜本的な体制整備の必要性をどのように認識しているのか。

九 法医学教室を持つ大学によつては、遺体解剖の前にPCR検査を自前で行い、医師等の安全確保を図っている大学もあると聞くが、そもそも検査費用は行政検査として当然公費から支弁すべきものである。また、解剖に当たる医師等に対しては、包括支援交付金による慰労金等は支給対象外であるという。「患者」が生者と死者で違うのは不合理ではないか。改善すべきと考えるがどうか。

十 ところで、現在、日本では感染防止対策に対応した解剖施設はわずかしかない。最大の設備を誇る東京都監察医務院でも、医師等の安全に配慮して新型コロナウイルス陽性患者の遺体の解剖は行っていないと聞く。解剖室の陰圧、空調と換気、防護服装着のための前室等の設置など、基本的なインフラ整備がおろそかにされているのではないか。こうした解剖体制の整備については、国として十分な予算をつけて早急に取り組むべきと考えるが、どうか。

十一 剖検情報は、感染症の病態やその経過、臓器の障害などに対する知見や治療法の開発などに重要である。新型コロナウイルス感染症に關しても二〇二〇年二月に中国から発表された肺の組織所見に始まり、世界各国からびまん性肺胞障害、血栓塞栓症、血管内皮細胞障害等の病態の解明と治療につながる重要な剖検情報が世界各国から報告されている。

日本でも新興・再興感染症対策を視野に入れた剖検情報のデータベース化と共有化は喫緊の課題である。しかし、現在の日本において公衆衛生目的で解剖を行うのは監察医解剖だけであるが、監察医制度があるのは東京都二十三区、大阪市、神戸市の三自治体のみである。これをどのように拡充していくのか、あるいは別途新

たな制度を作るのか。また、死因究明等推進計画に人材育成をも含めた中・長期的なビジョンを明確に盛り込むべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二〇四第五三号

令和三年三月五日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員阿部知子君提出公衆衛生政策の観点から拡充すべき死因究明制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿部知子君提出公衆衛生政策の観点から拡充すべき死因究明制度に関する質問に対する答弁書

一 について

政府としては、死因究明等の推進に関する法律(平成二十四年法律第三十三号。以下「推進法」という。)の規定に基づいて作成した死因究明等推進計画(平成二十六年六月十三日閣議決定。以下「旧計画」という。)に基づき、関係省庁において各般の施策を進めてきたところであり、お尋ねの推進法の成果については、我が国における死因究明及び死体の身元確認(以下「死因究明等」という。)の実施体制の充実に一定の役割を果たしたものと考えている。

また、お尋ねの「経緯」については、平成二十六年九月に推進法が失効した後も、引き続き死因究明等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和元年六月に死因究明等推進基本法(令和元年法律第三十三号。以下「基本法」という。)が制定され、公衆衛生の向上が基本法の目的の根底にあると位置付けられたことから、基本法第二十条において、厚生労働省に死因究明等推進本部を置くこととされたものと承知している。

二 について

御指摘の「死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備」については、旧計画に基づき、令和三年二月時点において、三十九都道府県に死因究明等推進地方協議会が設置されており、一定の成果があったと考えているが、基本法第十二条において「国及び地方公共団体は、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、相互に連携を図りながら協力しつつ、法医学、歯科法医学等に関する知見を活用して死因究明等を行う専門的な機関を全国的に整備するために必要な施策を講ずるものとする」と規定されていることを踏まえ、現在、当該必要な施策の位置付けを含め、基本法第十九条に規定する死因究明等推進計画(以下「新計画」という。)の策定に向けた検討を進めているところである。

三 について

平成二十四年から令和二年までの各年において警察が取り扱った死体(警察庁刑事局が都道府県警察から報告を受けたものに限り、東日本大震災による死者を除く。以下同じ。)のうち、①司法解剖を実施したもの、②警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成二十四年法律第三十四号)第六条第一項の規定による解剖(以下「調査法解剖」という。)を実施したもの、③その他の解剖(死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)第八条第一項の規定による解剖及び遺族の承諾を得て行う解剖をいう。以下同じ。)を実施したもの、④数、政府が把握している限りにおいて都道府県別にお示しすると、次のとおりである。

平成二十四年

北海道 ①五百四十四体 ②統計なし ③三

青森県 ①百六十五体 ②統計なし ③十
岩手県 ①百二十八体 ②統計なし ③一

宮城県 ①三百三十七体 ②統計なし ③五

秋田県 ①二百二十六体 ②統計なし ③六

山形県 ①百三十九体 ②統計なし ③二十

福島県 ①百六十八体 ②統計なし ③十六

茨城県 ①三百四十四体 ②統計なし ③七

栃木県 ①二百八十三体 ②統計なし ③十

群馬県 ①九十七体 ②統計なし ③十

埼玉県 ①四百二十一体 ②統計なし ③二

千葉県 ①三百三十六体 ②統計なし ③六

東京都 ①三百七十二体 ②統計なし ③三

神奈川県 ①三百八十二体 ②統計なし ③四

新潟県 ①百四十五体 ②統計なし ③零

富山県 ①百八十三体 ②統計なし ③二

石川県 ①百二十八体 ②統計なし ③一

福井県 ①百二十三体 ②統計なし ③零

山梨県 ①五十八体 ②統計なし ③三

長野県 ①百十二体 ②統計なし ③二

岐阜県 ①六十二体 ②統計なし ③一

静岡県 ①百八十三体 ②統計なし ③八

愛知県 ①百八十四体 ②統計なし ③八

三重県 ①百四十三体 ②統計なし ③十

滋賀県 ①七十四体 ②統計なし ③三
京都府 ①二百四十九体 ②統計なし ③十
大阪府 ①五百三十七体 ②統計なし ③千
兵庫県 ①二百六十九体 ②統計なし ③千
二百三十体

奈良県 ①百十三体 ②統計なし ③十四体 和歌山県 ①百九十八体 ②統計なし ③三十六体 鳥取県 ①五十一体 ②統計なし ③一体 島根県 ①六十七体 ②統計なし ③十三体 岡山県 ①百三十七体 ②統計なし ③六十体 広島県 ①六十九体 ②統計なし ③零体 山口県 ①百二十五体 ②統計なし ③四十体 徳島県 ①四十七体 ②統計なし ③七体 香川県 ①百十一体 ②統計なし ③三三三 愛媛県 ①百十一体 ②統計なし ③三十八体 高知県 ①五十三体 ②統計なし ③五五五 福岡県 ①二百八十五体 ②統計なし ③七体 佐賀県 ①五十九体 ②統計なし ③三十体 長崎県 ①八十一体 ②統計なし ③三十三体 熊本県 ①百三十九体 ②統計なし ③三十九体 大分県 ①五十八体 ②統計なし ③三十一体 宮崎県 ①五十九体 ②統計なし ③三十体 鹿児島県 ①六十八体 ②統計なし ③三十一体 沖縄県 ①二百九十七体 ②統計なし ③六十二体 平成二十五年	千葉県 ①三百四十四体 ②二十体 ③九体 東京都 ①二百六十九体 ②百八体 ③三千八十一体 神奈川県 ①五百五十七体 ②四百七十七体 ③三千三百十四体 新潟県 ①百十五体 ②九体 ③零体 富山県 ①百七十五体 ②二体 ③零体 石川県 ①百八十八体 ②二体 ③零体 福井県 ①八十一体 ②二十七体 ③零体 山梨県 ①八十六体 ②二十体 ③零体 長野県 ①百十二体 ②八体 ③零体 岐阜県 ①五十七体 ②二体 ③零体 静岡県 ①百六十一体 ②二体 ③零体 愛知県 ①二百四十体 ②六十三体 ③三十一体 三重県 ①百三十六体 ②七体 ③三三三 滋賀県 ①百八十八体 ②十体 ③二二二 京都府 ①百八十八体 ②六体 ③三十二体 大阪府 ①五百三十九体 ②三十九体 ③二百二十体 兵庫県 ①三百二十二体 ②百九十五体 ③千七百七十七体 奈良県 ①百六十三体 ②二十六体 ③三三三 和歌山県 ①百六十八体 ②二十九体 ③三十五体 鳥取県 ①四十八体 ②五体 ③三三三 島根県 ①五十三体 ②五体 ③六六六 岡山県 ①百五十三体 ②二二二 ③四八八 広島県 ①六十六体 ②三三三 ③零三三 山口県 ①百七十七体 ②三十三体 ③三十四体 徳島県 ①四十一体 ②九体 ③零三三 香川県 ①百三十八体 ②二十九体 ③二二二 愛媛県 ①百七十七体 ②十三体 ③五五五 高知県 ①五十七体 ②二二二 ③三三三 福岡県 ①三百五十五体 ②四十体 ③三十一一 佐賀県 ①五十六体 ②二二二 ③五五五 長崎県 ①八十四体 ②二十九体 ③五五五 熊本県 ①八十四体 ②二十七体 ③七七七	大分県 ①四十二体 ②二二二 ③一一一 宮崎県 ①五十三体 ②四二二 ③八八八 鹿児島県 ①七十五体 ②二二二 ③零三三 沖縄県 ①三百二十四体 ②二十九体 ③七十四体 平成二十六年 北海道 ①五百九十体 ②六六六 ③二二二 青森県 ①百七十五体 ②二二二 ③零三三 岩手県 ①百九十九体 ②四二二 ③零三三 宮城県 ①三百十一体 ②二十四体 ③三十四体 秋田県 ①百九十四体 ②三三三 ③二二二 山形県 ①百三十六体 ②三十四体 ③四二二 福島県 ①百六十五体 ②五五五 ③一一一 茨城県 ①二百八十一体 ②三三三 ③七十三体 栃木県 ①二百四十四体 ②百十一一 ③四二二 群馬県 ①七十八体 ②七二二 ③零三三 埼玉県 ①四百五十一体 ②四十三三 ③零三三 千葉県 ①二百九十四体 ②二十六六 ③九三三 東京都 ①二百四十四体 ②二二二三三 ③三三三 神奈川県 ①六百四十七体 ②三百八十八体 ③三千百八十七体 新潟県 ①百四十五体 ②七二二 ③零三三 富山県 ①百六十六体 ②二二二 ③零三三 石川県 ①百五十五体 ②三三三 ③零三三 福井県 ①七十七体 ②二二二 ③零三三 山梨県 ①百十一一 ②二二二 ③零三三 長野県 ①百九十九体 ②三三三 ③零三三 岐阜県 ①六十一一 ②二二二 ③一一一 静岡県 ①百七十六体 ②五五五 ③零三三 愛知県 ①三百十体 ②八十六六 ③三三三 三重県 ①百五十五体 ②二二二 ③三三三 滋賀県 ①七十体 ②三三三 ③一一一 京都府 ①百二十九体 ②二二二 ③一一一	大阪府 ①六百三十八体 ②三三七七 ③千二百九体 兵庫県 ①三百十体 ②三百三十八体 ③千六十六体 奈良県 ①百五十二体 ②二十四体 ③零三三 和歌山県 ①百五十四体 ②五十一一 ③二二二 鳥取県 ①三十五体 ②二十八体 ③四二二 島根県 ①七十八体 ②九体 ③二二二 岡山県 ①百五十体 ②二二二 ③四十体 広島県 ①六十二体 ②二二二 ③零三三 山口県 ①百三十五体 ②九体 ③三十四体 徳島県 ①四十四体 ②九体 ③零三三 香川県 ①七十六体 ②三三三 ③二二二 愛媛県 ①八十六体 ②二二三 ③二二二 高知県 ①六十三体 ②二二二 ③零三三 福岡県 ①三百九十二体 ②四十五五 ③七二二 佐賀県 ①六十六体 ②二十四体 ③三三三 長崎県 ①九十八体 ②十五五 ③六六六 熊本県 ①九十一一 ②八八八 ③三三三 大分県 ①五十三体 ②二二二 ③零三三 宮崎県 ①八十六体 ②七二二 ③零三三 鹿児島県 ①百四十四体 ②二二二 ③零三三 沖縄県 ①二百八十八体 ②百四十七体 ③八十六体 平成二十七年 北海道 ①六百五十六体 ②一一一 ③一一一 青森県 ①百四十三体 ②四二二 ③零三三 岩手県 ①百九十九体 ②二二二 ③零三三 宮城県 ①二百六十七体 ②九十五五 ③四十五五 秋田県 ①百八十体 ②五五五 ③五五五 山形県 ①百二十六体 ②二十九体 ③零三三 福島県 ①百七十七体 ②三三三 ③一一一 茨城県 ①二百六十六体 ②五五五 ③八十八 栃木県 ①百五十五体 ②六十六六 ③二二二
---	--	--	---

群馬県 ①八十三体 ②十一体 ③一体	福岡県 ①三百三十六体 ②四十八体 ③二	愛知県 ①二百三十八体 ②五十八体 ③八	秋田県 ①二百九体 ②七体 ③零体
埼玉県 ①四百五十八体 ②五十一体 ③零	佐賀県 ①七十八体 ②十五体 ③零体	三重県 ①百三十一体 ②二十八体 ③二	山形県 ①百二十六体 ②五十一体 ③零体
千葉県 ①二百七十五体 ②十八体 ③八	長崎県 ①九十九体 ②十一体 ③七	滋賀県 ①八十八体 ②二十三体 ③零	福島県 ①百三十六体 ②十四体 ③零
東京都 ①百六十七体 ②三百五十体 ③三	熊本県 ①八十二体 ②十体 ③一	京都府 ①百十三体 ②四十三体 ③二	茨城県 ①二百二体 ②三十三体 ③六十八
千三百三十九体	大分県 ①三十八体 ②零体 ③零	大阪府 ①六百二十体 ②三十八体 ③千八	栃木県 ①百七十二体 ②四十体 ③零
神奈川県 ①六百八十八体 ②五百五十八	宮崎県 ①六十二体 ②六体 ③三	兵庫県 ①二百二十九体 ②三百五十六体	群馬県 ①七十二体 ②十二体 ③一
新潟県 ①百三十四体 ②十体 ③零	鹿児島県 ①百三十一体 ②八体 ③零	奈良県 ①百五十三体 ②二十五体 ③一	埼玉県 ①四百七十七体 ②十一体 ③四
富山県 ①百六十体 ②二体 ③三	沖縄県 ①二百十六体 ②二百十六体 ③七	和歌山県 ①百七十二体 ②六十四体 ③四	千葉県 ①二百八十六体 ②三十六体 ③十
石川県 ①百七十五体 ②二体 ③零	平成二十八年		東京都 ①二百三十三体 ②五百三十五
福井県 ①百九体 ②三十四体 ③零	北海道 ①六百五十五体 ②十九体 ③一		神奈川県 ①五百九十体 ②七百四十一
山梨県 ①九十二体 ②十二体 ③零	青森県 ①百七十六体 ②四体 ③零		新潟県 ①百二十八体 ②八体 ③零
長野県 ①百四十五体 ②十三体 ③零	岩手県 ①九十三体 ②九体 ③零		富山県 ①百五十四体 ②二体 ③七
岐阜県 ①六十一体 ②五体 ③零	宮城県 ①二百五十六体 ②九十一体 ③二		石川県 ①百三十六体 ②十七体 ③零
静岡県 ①百二十九体 ②六体 ③零	十二体		福井県 ①百十一体 ②十二体 ③零
愛知県 ①二百五十一体 ②五十七体 ③二	秋田県 ①百九十九体 ②六体 ③一		山梨県 ①五十四体 ②七体 ③零
三重県 ①百二十一体 ②十一体 ③二	山形県 ①百二十四体 ②五十四体 ③零		福島県 ①百四十一体 ②十七体 ③四
滋賀県 ①六十四体 ②二十三体 ③一	福島県 ①百四十一体 ②十七体 ③四		茨城県 ①二百六体 ②五十八体 ③六十
京都府 ①百五十六体 ②十体 ③三	茨城県 ①二百六体 ②五十八体 ③六十		栃木県 ①百三十一体 ②四十七体 ③零
大阪府 ①百九十一体 ②三十五体 ③千	栃木県 ①百三十一体 ②四十七体 ③零		群馬県 ①九十九体 ②六体 ③六
百三十三体	埼玉県 ①四百四十七体 ②三十二体 ③零		埼玉県 ①二百四十四体 ②二十二体 ③九
兵庫県 ①三百七十七体 ②三百八十二	千葉県 ①二百四十四体 ②二十二体 ③九		東京都 ①二百十三体 ②六百二十七
③千二百三十三体	東京都 ①二百十三体 ②六百二十七		③三千九十九体
奈良県 ①百三十七体 ②十六体 ③零	神奈川県 ①七百四体 ②四百二十四		神奈川県 ①七百四体 ②四百二十四
和歌山県 ①百四十九体 ②五十六体 ③十	③三千九十九体		新潟県 ①百二十一体 ②二十六体 ③零
鳥取県 ①三十一体 ②二十四体 ③零	③三千八百六十六体		富山県 ①百七十九体 ②三十三体 ③四
島根県 ①六十九体 ②二十三体 ③三	新潟県 ①百二十一体 ②二十六体 ③零		石川県 ①百四十四体 ②二十二体 ③零
岡山県 ①百四十一体 ②三十三体 ③三十六	富山県 ①百七十九体 ②三十三体 ③四		福井県 ①百二十六体 ②二十二体 ③零
広島県 ①四十七体 ②二体 ③零	石川県 ①百四十四体 ②二十二体 ③零		山梨県 ①六十七体 ②十一体 ③零
山口県 ①百三十体 ②二十五体 ③三十三	福井県 ①百二十六体 ②二十二体 ③零		長野県 ①百八十二体 ②二体 ③零
徳島県 ①五十七体 ②七体 ③零	山梨県 ①六十七体 ②十一体 ③零		岐阜県 ①四十九体 ②三十三体 ③零
香川県 ①九十三体 ②二十九体 ③三十三	長野県 ①百八十二体 ②二体 ③零		静岡県 ①百五十六体 ②七体 ③零
愛媛県 ①百五十五体 ②二十九体 ③零	岐阜県 ①四十九体 ②三十三体 ③零		
高知県 ①六十五体 ②二体 ③零	静岡県 ①百五十六体 ②七体 ③零		

山口県	①八十四体	②二十三体	③五体
徳島県	①六十一体	②二十四体	③零体
香川県	①九十一体	②二十体	③零体
愛媛県	①八十八体	②十七体	③零体
高知県	①七十五体	②三三三	③零体
福岡県	①四百九体	②七十一	③二体
佐賀県	①五十八体	②六六	③零体
長崎県	①百十七体	②七	③零体
熊本県	①八十七体	②十九	③零体
大分県	①三十四体	②一	③零体
宮崎県	①四十八体	②一	③零体
鹿児島県	①百二十八	②六	③零体
沖縄県	①二百七	②百九十五	③五十
平成三十年			
北海道	①七百八十八	②三十九	③零
青森県	①二百八十一	②九	③零体
岩手県	①九十四	②六	③零体
宮城県	①二百八十八	②八十八	③零
秋田県	①百八十四	②九	③三
山形県	①八十三	②五十五	③零
福島県	①百	②十一	③一
茨城県	①百八十七	②四十五	③三十
栃木県	①百十八	②百三十八	③零
群馬県	①六十九	②六	③三
埼玉県	①三百九十一	②二十五	③三十
千葉県	①三百四十九	②七十二	③三十
東京都	①百九十一	②五百二十七	③零
神奈川県	①五百八十二	②六百七十七	③零
新潟県	①百二十三	②九	③三
富山県	①百九十一	②二	③三
石川県	①百十四	②三	③一
福井県	①百八	②四十二	③零
山梨県	①四十四	②十一	③零
長野県	①百五十	②一	③零
岐阜県	①四十二	②二	③零
静岡県	①百三十九	②五	③零
愛知県	①三百五十五	②九十一	③四
三重県	①九十九	②二十三	③二
滋賀県	①百九	②二十二	③零
京都府	①百六十九	②四十九	③二
大阪府	①四百九十七	②八十七	③九
兵庫県	①二百五十四	②四百八十五	③零
奈良県	①百四十	②三十二	③零
和歌山県	①百三十二	②七十	③零
鳥取県	①二十八	②二十一	③零
島根県	①百一	②三十八	③一
岡山県	①百四十六	②十八	③零
広島県	①四十一	②一	③零
山口県	①百	②十四	③三
徳島県	①五十八	②九	③一
香川県	①八十	②三十四	③零
愛媛県	①八十六	②二十	③零
高知県	①八十九	②七	③零
福岡県	①三百九十三	②六十一	③零
佐賀県	①六十一	②九	③二
長崎県	①百四十二	②十一	③五
熊本県	①百十一	②一	③零
大分県	①三十二	②三	③零
宮崎県	①六十一	②五	③零
鹿児島県	①百五十一	②五	③零
沖縄県	①二百二	②百九十七	③三十
令和元年			
北海道	①七百四十八	②四十九	③二
青森県	①二百三十八	②二	③零
岩手県	①八十	②二	③零
宮城県	①二百三十九	②六十一	③零
秋田県	①八十六	②十二	③二
山形県	①九十九	②五十三	③零
福島県	①百三十二	②二十一	③零
茨城県	①百八十六	②四十三	③三十
栃木県	①八十四	②百三十	③零
群馬県	①八十一	②十	③零
埼玉県	①四百四	②二十六	③二十
千葉県	①三百九十六	②四十六	③五
東京都	①百六十五	②五百九十三	③零
神奈川県	①二千九百五十二		
神奈川県	①六百六十八	②七百七十一	③零
新潟県	①百十四	②七	③三
富山県	①百六十七	②十六	③一
石川県	①百十九	②五	③零
福井県	①百十四	②二十五	③零
山梨県	①四十七	②六	③零
長野県	①百七十三	②四	③零
岐阜県	①百十	②七	③零
静岡県	①二百二	②十九	③零
愛知県	①三百四十三	②七十四	③一
三重県	①百二十五	②三十八	③零
滋賀県	①九十九	②二十六	③零
京都府	①二百一	②六十九	③三
大阪府	①四百九十四	②百十一	③七
兵庫県	①二百十五	②四百四十一	③零
奈良県	①百八十三	②二十三	③零
和歌山県	①百六十四	②六十七	③零
鳥取県	①五十	②十六	③零
島根県	①七十四	②二十七	③零
岡山県	①百十七	②十八	③零
広島県	①三十七	②二	③零
山口県	①百八	②十六	③一
徳島県	①四十七	②四	③一
香川県	①八十九	②二十三	③零
愛媛県	①七十七	②二十六	③零
高知県	①八十一	②十一	③零
福岡県	①三百八十四	②四十二	③零
佐賀県	①七十一	②十六	③二
長崎県	①百四十八	②十	③六
熊本県	①九十四	②五	③零
大分県	①三十六	②二	③零
宮崎県	①五十四	②一	③零
鹿児島県	①百十	②十八	③零
沖縄県	①百九十	②百七十三	③三十
令和二年			
北海道	①七百八十九	②三十一	③一
青森県	①二百五十	②三	③零
岩手県	①百十七	②六	③零
宮城県	①二百四十九	②六十一	③零
秋田県	①百九	②三十九	③七
山形県	①九十四	②四十八	③零
福島県	①百一	②十五	③零
茨城県	①百九十三	②四十三	③三十
栃木県	①百四	②三十九	③零
群馬県	①八十	②六	③一
埼玉県	①四百四	②二十六	③十一

千葉県	①二百九十九体 ②三十七体 ③六
東京都	①百七十四体 ②五百三十三体 ③三千四十七体
神奈川県	①四百三十五体 ②七百五十七体
新潟県	①四百四十八体
富山県	①百四十四体 ②十四体 ③五体
石川県	①百八十六体 ②十四体 ③零体
福井県	①百三十四体 ②六体 ③零体
山梨県	①八十体 ②六体 ③零体
長野県	①六十九体 ②八体 ③零体
岐阜県	①二百十二体 ②三三三 ③零体
静岡県	①百十八体 ②二十四体 ③零体
愛知県	①百九十二体 ②二十七体 ③零体
三重県	①三百八体 ②四十三体 ③零体
滋賀県	①百二十二体 ②二十体 ③零体
京都府	①百五十七体 ②四十七体 ③零体
大阪府	①四百九十六体 ②百体 ③四百四十七体
兵庫県	①二百二十一体 ②四百三十四体
③千八百八十八体	
奈良県	①百七十二体 ②二十二体 ③零体
和歌山県	①百六十体 ②八十三体 ③零体
鳥取県	①五十四体 ②二十四体 ③零体
島根県	①六十三体 ②二十一 ③零体
岡山県	①百十四体 ②二十八体 ③零体
広島県	①六十体 ②四体 ③零体
山口県	①百十一体 ②二十三体 ③一
徳島県	①七十体 ②五体 ③零体
香川県	①七十四体 ②十八体 ③零体
愛媛県	①九十二体 ②二十四体 ③零体
高知県	①七十六体 ②十五体 ③零体
福岡県	①三百二十二体 ②三十二体 ③零
佐賀県	①六十九体 ②九体 ③三
長崎県	①百八十九体 ②三三 ③十二
熊本県	①百三十一体 ②四体 ③零

大分県 ①四十四体 ②七体 ③零体
宮崎県 ①七十八体 ②八体 ③零体
鹿児島県 ①九十五体 ②二十三体 ③零体
沖縄県 ①二百一体 ②二百二体 ③二十八

司法解剖及び調査法解剖については、都道府県警察等において、それぞれの事案ごとに、死体及び現場の状況、各種検査の結果、立ち会った医師の意見等を勘案し、個別に解剖の要否が判断されたものと承知している。

その他の解剖については、司法解剖や調査法解剖が行われないが、死因を明らかにするため、死体の検案を行った医師が必要と判断した場合等に行われたものと承知している。

四及び五について

政府としては、基本法第三条第二項において「死因究明の推進は、高齢化の進展、子どもを取り巻く環境の変化等の社会情勢の変化を踏まえつつ、死因究明により得られた知見が疾病の予防及び治療をはじめとする公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されることとなるよう、行われるものとする」と、同条第三項において「死因究明の推進は、災害、事故、犯罪、虐待その他の市民生活に危害を及ぼす事象が発生した場合における死因究明がその被害の拡大及び予防可能な死亡である場合における再発の防止その他適切な措置の実施に寄与することとなるよう、行われるものとする」と規定されていることから、死因究明により得られた知見を御指摘の「新興感染症対策を含む公衆衛生の向上及び増進に資する情報として活用することは、死因究明の重要な目的の一つと考えている。

六について

お尋ねの期間において警察が取り扱った死体の数及びそのうち解剖を実施したものの数については把握していない。

なお、政府が把握している限りにおいては、

令和二年中に警察が取り扱った死体の数については、十六万九千四百九十六体であり、このうち、解剖を実施したものの数については、一万八千三百三十九体である。

また、お尋ねの期間において警察が取り扱った死体について、PCR検査等の検査が実施された件数については把握していない。

なお、政府が把握している限りにおいては、令和二年三月から令和三年一月までの間において警察が取り扱った死体について、検案等を行う医師の判断により新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等の検査が実施された件数については、四千五百五十八件である。

七について

「長期的には死亡統計にも影響を与えかねない」との御指摘については、死因の特定には様々な要因が影響するものであることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

なお、政府としては、御指摘の「新型コロナウイルス感染症の感染事例」に限らず、必要な検査、解剖等を行うことにより正確な死因を特定することは公衆衛生の向上等の観点から重要であると考えており、死因究明がより正確かつ適切に行われるよう、死因究明の実施体制の充実に必要な施策について、現在、新計画の策定に向けて検討を進めているところである。

八について

お尋ねの「実態」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「積極的疫学調査」については、国立感染症研究所が作成した「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」等を踏まえ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）第十五条の規定に基づき、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区の長を含む。）が必要があると認めるときに、同条に規

定する者に対して行われているものと考えている。

また、政府としては、感染症対策に係る保健所の体制整備は重要であると考えており、「新型コロナウイルス感染症に関する保健所体制の整備と感染拡大期における優先度を踏まえた保健所業務の実施について」（令和三年一月八日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、都道府県等に対し、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するため、保健所体制の改編や増員等の全庁的な取組を推進すること」等を求めている。さらに、「保健所に係る『新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組』について」（令和二年九月二十五日付け健発〇九二五第一号・健感発〇九二五第一号・総財調第二十五号厚生労働省健康局健康課長及び結核感染症課長並びに総務省自治財政局調整課長連名通知）において、「都道府県単位で潜在保健師等を登録する人材バンク」を創設することとしたほか、保健所において感染症への対応に係る業務に従事する保健師の増員に係る経費について地方財政措置を講ずる等の施策を実施することとしている。

九について

御指摘の「行政検査は、感染症法第十五条の規定に基づき、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときに行われるものであり、御指摘の「医師等の安全確保」を目的に行われるものではないため、「医師等の安全確保」のために行われる検査の費用を公費により負担することは困難であると考えている。一方で、異状死死因究明支援事業において、都道府県知事が必要と判断し、大学等と連携して実施した解剖やその解剖に伴う検査については、これらの費用を補助することとしており、PCR検査についても、この対象に含まれるものである。

また、御指摘の「包括支援交付金による慰勞金」については、新型コロナウイルス感染症に感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと等を踏まえ、医療機関に勤務する医療従事者等を対象としているものであり、解剖のみに従事し、新型コロナウイルス感染症に感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴わない者が対象とならないことについて、「不合理」との御指摘は当たらない。

死亡時画像診断システム等整備事業において、都道府県に対し、異状死体の死因究明に關して中核的な役割を果たす施設等の整備に係る費用を補助しているところであり、引き続き、こうした取組を通じて、地域における死因究明の実施体制の充実に取り組んでまいりたい。

十一について
解剖等による死因究明の実施体制の充実に關しては、死因究明に係る人材の育成等に必要の施策も含め、現在、必要な施策について、新計画の策定に向けて検討を進めているところである。

令和三年二月二十四日提出
質問 第五四号

普天間飛行場の返還及びその辺野古移設に關する質問主意書

提出者 江田 憲司

普天間飛行場の返還及びその辺野古移設に關する質問主意書

普天間飛行場の返還合意は、一九九六年四月、当時の橋本龍太郎首相が、まさに心血を注いで成し遂げたものである。その背景には、都合十七回、数十時間にわたって当時の大田昌秀沖縄県知事との膝詰め談判等で培った沖縄との深い信頼関係があった。しかし、菅義偉首相と沖縄との関係に、残念ながら、そのような信頼関係があるとは

思えない。よって、以下、質問する。

一 菅首相は今、首相と沖縄県、沖縄県民との間に信頼関係があると思うか。

二 菅首相は、梶山静六氏を「政治の師」と仰いでいると聞くが、梶山氏にも政治家として、沖縄に強い思いがあった。

それに対し、菅首相の沖縄への向き合い方を見ていると、とても梶山氏を師と仰いでいるようには見えず、誠意というものが感じられない。先の施政方針演説でも、首相は「沖縄の皆さんの心に寄り添い」と述べたが、本当に首相は、沖縄に寄り添っていると考えているのか。

三 梶山氏は、その著書で「日米安保の効果的運用のためには、沖縄県民の理解と協力が不可欠であり、県民不在の日米安保はありえない」「民主主義国家において特定の地域、特定の県民だけが国益のために負担を過度に負うことは、民主主義の原理に違背し、やがてはその根本をも覆すことになりかねない」と述べている。菅首相は、この考えに同意するか。

四 故翁長前沖縄県知事は、当時の菅官房長官のことを、沖縄占領時に「沖縄の自治は神話に過ぎない」と発言した「キャラウェイ高等弁務官」に例え、菅官房長官とはじめて会談した場所を、その弁務官事務所跡のホテルにしたという。この事実を菅首相は知っていたか。

五 菅首相(官房長官)は、口では「沖縄に寄り添う」と言いながら、その実は、露骨な「アメとムチ」を駆使し、沖縄を壟断、分断してきたと報道されている。

例えば、沖縄振興予算の額を二〇一四年度三千五百一億円から二〇一八年度以降三千億円に減額、うち自由度の高い一括交付金も、二〇一四年度千七百五十九億円から二〇二〇年度千十四億円に減額している。

その一方で、二〇一五年度から二〇一七年度には、辺野古周辺の三行政区に対し、数千万円の補助金を辺野古移設反対派の名護市長を飛び

越えて直接交付し、二〇一八年の市長選で移設賛成派が勝つと、その交付を停止すると同時に、米軍再編交付金を再開した。更に、二〇一九年度には、県の頭越しに国が市町村に直接交付する「沖縄振興特定事業推進費(二〇二一年度予算八十五億円)」を創設している。

これら一連の政府の対応について、先にふれたように「露骨な「アメとムチ」で沖縄を壟断、分断してきた」と批判されているが、菅首相の見解如何。

六 菅首相は、「外交に疎い」と批判されて、「すべて官房長官としてフォローしてきたから大丈夫」と反論している。ならば聞くが、安倍・菅政権で、米国に対し、一度でも「辺野古移設」をめぐる沖縄の思い、移設への反対状況について、米国大統領に説明したことがあるか。移設先見直しの可能性について問題提起したことがあるか。

七 菅首相はよく、普天間飛行場の「返還合意が原点」「辺野古が唯一の解決策」と言い募るが、その当事者の一人であった私の立場から申し上げると、確かにあの当時は、沖縄県内への移設しか選択肢がなかったのは事実である。しかし、それはあくまでも一九九六年当時のことである。

その後、十年が経過し、むしろ米国の意向により、在沖縄海兵隊を約八千人後に約九千人削減し、グアム島等の沖縄県外に移すということになった(二〇〇六年五月「再編実施のための日米のロードマップ」)。一九九六年当時も、「海兵隊の削減が沖縄のもう一つの大きな要望だったが、さすがの橋本首相も米国に言い出せなかった。

さらに、最近では、北朝鮮のミサイル能力の向上に伴い、米軍内に、海兵隊を沖縄のような前線に常置しておいて良いのか、抑止力や反撃能力のことを考えれば、むしろ、もっと後方(例えばグアム)に配備した方が戦略的に正しい

のではないかとこの声も挙がり始めた聞く。

ことほど左様に、時の流れに依じて、東アジアを巡る安全保障環境の変化や在沖縄海兵隊の戦略的位置付け等も変わらう。一度、沖縄の苦悩を含む、辺野古移設の状況を説明し、その見直しを米国に提起したらどうか。首相が「原点」と位置づける「返還合意も、「こんな戦略的要衝の地を米国が返すはずがない」と反対する外交当局を押し切つて、クリントン大統領との初的首脳会談で橋本首相が提起したからこそ成ったのである。

八 また、既に知られているように、普天間飛行場の代替機能は、沖縄県内に必ずしも置かなければならないものでもない。安全保障や軍事戦略上、海兵隊の即応能力や機動性等を確保するためには、県外移設でも十分にそれが担保される場合がある。

海兵隊の運用は、「教育・訓練」「演習や実任務」二次に備えた部隊再編成・教育」というフェーズに分かれ、実際、在沖縄海兵隊も、これらに合わせ、普天間飛行場だけでなく、アメリカ本土、太平洋の各地をローテーションして動いており、半年以上も沖縄を留守にしているともいわれる。

以上のように、一般論で言えば、必ずしも県内に代替機能を置かなくても、海兵隊の抑止力は維持できると考えて良いか。

九 日米安全保障協議委員会(日米「2プラス2」)共同発表(二〇二二年四月及び二〇二三年十月)によれば、海兵隊の沖縄からグアムへの移転(約四千名は、二〇二〇年代の前半に開始とされている。

1 現在の進捗状況如何。
2 その移転に、当初予定されていた「司令部」は含まれるのか。含まれないなら、その変更理由如何。

3 約九千人の沖縄県外への移転が完了した後には、沖縄に残留する海兵隊は何名か。

十 辺野古移設は、軟弱地盤の発見で、総工費は従来の二・七倍の約九千三百億円に跳ね上がり、工期も延びて、「二〇二二年以降」とされていた移設時期も「早くても二〇三〇年代半ば」にずれ込む見通しとなっている。一時、米国とのSACO(沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会)最終報告(一九九六年十二月)に盛り込まれた「海上施設案(将来的な基地の撤去可能性についても言及)」を、再度、検討する余地はないか。

バービューホテルにおいて会談を行ったところであるが、お尋ねのような事実は承知していない。

内閣衆質二〇四第五四号
令和三年三月五日
内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員江田憲司君提出普天間飛行場の返還及びその辺野古移設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員江田憲司君提出普天間飛行場の返還及びその辺野古移設に関する質問に対する答弁書

一 から三までについて
戦後七十五年以上を経て、なお在日米軍の施設及び区域が沖縄県内に集中している現状は沖縄の大きな負担となっているものであり、このような現状は是認できるものではなく、その負担の軽減を図ることは政府の大きな責任である。

引き続き、沖縄県民の皆様の理解と協力を得ながら、また、沖縄県民の皆様の気持ちに寄り添いつつ、政府としてできることは全て行うとの姿勢で沖縄の負担軽減に全力で取り組んでいく考えである。

四について
平成二十七年四月五日、翁長雄志沖縄県知事(当時)と菅内閣官房長官(当時)とが、沖縄ハー

御指摘の沖縄振興交付金及び沖縄振興特定事業推進費を含む沖縄振興予算については、沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第一条の規定の趣旨も踏まえ、沖縄振興を推進するために必要な額を計上したものであり、また、御指摘の再編関連特別地域支援事業補助金及び再編交付金についても、それぞれの制度の趣旨を踏まえ、適切に交付したものである。このため、御指摘のような批判は当たらないと考えている。

六及び七について
日米間のやり取りの詳細について明らかにすることは、米国との関係もあり、差し控えたいが、同国に対し、沖縄の負担軽減に関する我が国の立場や取組について説明する中で、沖縄県民の皆様の思いをしつかり伝えてきている。

また、普天間飛行場の移設については、キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に代替施設を建設する現在の計画が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを、累次にわたり日米間で確認している。

八について
沖縄は、米国本土、ハワイ等と比較して、東アジアの各地域に近い位置にあると同時に、我が国の周辺諸国との間に一定の距離をおいているという利点を有している。また、南西諸島のほぼ中央にあり、我が国のシーレーンに近いなど、安全保障上極めて重要な位置にある。こうした地理上の利点を有する沖縄に、優れた機動性及び即応性により、幅広い任務に対応可能な米海兵隊が駐留することは、日米同盟の抑止力を構成する重要な要素であり、我が国の平和と安全を確保する上で必要なものであると考えている。

政府としては、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、米軍の抑止力を維持しながら、同時に普天間飛行場の危険性を一刻も早く除去するためには、同飛行場の辺野古への移設を着実に進めることが必要であると考えている。

九の1について
第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転については、平成二十五年十月三日付けの日米安全保障協議委員会共同発表において、二十年代前半に開始されることを確認しており、日米両政府は、引き続き緊密に協力しながら、当該移転に向けた施設整備等の取組を着実に進めているところである。

九の2について
平成十八年五月一日の日米安全保障協議委員会の際に発表された「再編の実施のための日米ロードマップ」においては、「移転する部隊は、第三海兵機動展開部隊の指揮部隊、第三海兵師団司令部、第三海兵後方群(戦務支援群から改称)司令部、第一海兵航空団司令部及び第十二海兵連隊司令部を含む」となっていたところ、その後、必要な調整がなされた結果、平成二十四年四月二十七日の日米安全保障協議委員会共同発表においては、「沖縄に残留する米海兵隊の兵力は、第三海兵機動展開部隊司令部、第三海兵航空団司令部、第三海兵後方支援群司令部、第三十一海兵機動展開部隊及び海兵隊太平洋基地の基地維持要員の他、必要な航空、陸上及び支援部隊から構成されることとなる」とされた。

さらに、政府としては、平成二十五年十月、沖縄からグアムへ移転する在沖縄米海兵隊の主な部隊は、「第三海兵機動展開旅団司令部、第四海兵連隊、第四戦術後方支援部隊等」である旨を公表したところであるが、移転する部隊の

詳細な計画については現時点で決定されていない。

九の3について
在沖縄米海兵隊の定員は平成二十四年四月時点で約一万九千人であったと承知しているところ、これを前提とすれば、政府としては、このうちの約九千人が日本国外に移転することにより、移転後の定員は約一万人となるものと認識している。

十について
政府としては、キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に代替施設を建設する現在の計画が、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であると考えており、同飛行場の一日も早い移設・返還の実現に向け、引き続き、普天間飛行場代替施設建設事業を適切に進めていく考えである。

令和三年二月二十四日提出
質 問 第 五 五 号
歩行者の交通事故防止に関する質問主意書
提出者 丸山 穂高

歩行者の交通事故防止に関する質問主意書
警察庁は本年一月四日、令和二年の交通事故死者数を発表し、交通事故死者数は二千八百三十九人となり四年連続で戦後最少を更新した。一方で歩行中及び自転車乗車中の死者数は全交通事故死者数の約半数を占めており、取締りや道路の整備など対策が進められている。対策の前提となる交通規則において、車両は、歩行者優先の定めにより、横断歩道に歩行者がいる場合及び横断しようとする歩行者がいる場合には停止しなければならない、横断歩行者等妨害等による指導取締りの対象となる。

しかしながら、令和二年十月に公表されたJAF(一般社団法人日本自動車連盟)の調査によると、信号機のない横断歩道において約八割の車両

が停止せず、東京都ではわずか六・六％しか停止していなかった。警察庁所管の自動車安全運転センターが令和二年三月に公表した「信号機のない横断歩道通過時の自動車の停止率及び減速状況等の実態に関する調査研究報告書」においても、減速・停止率は全体として十六・七％であった。右を踏まえ、以下質問する。

一 警察庁交通局は、令和二年十一月二十七日の「歩行者優先と正しい横断の徹底に向けた取組の継続強化について(通達)」等平成三十年以降の通達により、横断しようとする歩行者の保護に資する指導取締りを強化しており、取締り件数も令和元年は平成二十七年の約二・三倍、違反総数の約四％である約二十三万件に達した。しかしながら、いまだに大半の車両が横断歩行者等妨害等をしている現状にあり、横断歩道に関する取締りは、最高速度違反、一時停止違反、携帯電話使用等違反その他の違反と比較し、取締り件数に占める割合が低いままである。事故を根絶するためには違反をなくすことが重要であり、早期に前述の違反と同程度の件数となるよう取締りを大幅に強化するとともに、事故抑制効果を調査していく必要はないか、政府の見解を問う。

二 取締りについて、放置車両確認事務は、民間委託により放置車両確認機関の駐車監視員が行っており、最高速度違反確認事務は、速度違反自動取締装置を用い記録されている。横断歩行者等妨害等を行った車両の確認事務についても、警察官を動員して行う取締りを補うため、民間委託及び自動記録装置の導入の検討について、政府の見解を問う。

三 国土交通省では、横断歩道の安全対策として、生活道路対策エリアにおいて、ビッグデータを活用してハンブ、イメージハンブ及びスムーズ横断歩道を設置し、車両速度の低下及び事故の抑制が進んでいる。しかしながら、法律上に規定のない対策のため、大半の横断歩道は未対策となっている。平成四年十一月一日、

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の規定に基づき、横断歩道を表示する道路標示様式の指示表示が梯子型からゼブラ型に変更されて以降、横断歩道の表示面での改善は図られていない。

1 道路法第四十五条は、道路標識等の設置について「道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識又は区画線を設けなければならない。」と定めている。しかしながら、歩行者の道路横断に関連した死傷事故は令和元年において約二万五千件、死傷者総数の六・六％に達している。現状の横断歩道に関する表示は、交通の安全及び運転者の注意を喚起する表示として改善の余地があるのではないか、政府の見解を問う。

2 歩行者の安全を確保するため、ハンブ、イメージハンブ及びスムーズ横断歩道といった車両からの視認性及び視覚効果を高めた横断歩道を道路標示と定めることで横断歩道の安全は確保されるのではないか、政府の見解を問う。また、全国の横断歩道数、ハンブ、イメージハンブ及びスムーズ横断歩道それぞれについて、政府が把握している最新の数を明らかにされたい。

四 横断歩行者等妨害等による横断歩道での重大事故に係る交通違反の違反点数及び反則金は、その他の多くの交通違反の場合と同等の二点の違反点数及び九千円の反則金(普通車)としている。令和元年十二月一日施行の道路交通法により、携帯電話使用等に関する違反は、違反点数及び反則金を三倍に引き上げる罰則強化が行われ、この罰則強化により、携帯電話使用等に関する違反件数は大きく減少した。横断歩道での歩行者優先に関する罰則強化を行えば歩行者の交通安全につながるのではないか、政府の見解を問う。

内閣衆質二〇四第五号
令和三年三月五日

内閣総理大臣 菅 義偉
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員丸山穂高君提出歩行者の交通事故防止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員丸山穂高君提出歩行者の交通事故防止に関する質問に対する答弁書

一、二、三の1及び2の前段並びに四について
都道府県警察においては、歩行者の交通事故を防止する観点から、御指摘の令和二年十一月二十七日付けの通達等に従って、横断歩道における歩行者優先義務の遵守等に関する交通安全教育や広報啓発の推進、道路を横断しようとする歩行者の保護に資する交通指導取締りの推進、道路管理者と連携した御指摘の「ハンブ」や「スムーズ横断歩道」等の整備の推進といった取組を進めているほか、反射材料を用いた横断歩道の高輝度化等、横断歩道の視認性を確保するための取組を進めているところである。

また、御指摘の「横断歩行者等妨害等」に係るものも含め、交通指導取締りについては、交通事故の抑止に資するものとなるよう、各警察署ごとに、交通事故実態の分析等に基づく方針の策定、当該方針に従った実行、おおむね六箇月の周期による効果検証、その結果の次期の方針への反映といったPDCAサイクルに基づく管理を行っているところである。

警察庁としては、引き続き、これらの取組が着実に実施されるよう、都道府県警察に対して必要な指導を行っていきたいと考えている。

なお、現時点において、御指摘の「横断歩行者等妨害等を行った車両の確認事務」に係る「民間委託及び自動記録装置の導入や横断歩道での歩行者優先に関する罰則強化」等については、考えていない。

三の2の後段について
全国の横断歩道の数は、令和元年度末時点において、百十五万七千九百三本である。

全国の御指摘の「ハンブ、イメージハンブ及びスムーズ横断歩道」の数は把握していないが、御指摘の「生活道路対策エリア」のうち、「ハンブ」が設置されているものは、平成三十九年度末時点で四十八箇所であり、また、「イメージハンブ」が設置されているものは、同時点で二十一箇所であると承知している。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和三年一月二十九日
内閣総理大臣 菅 義偉

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(平成十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、同条ただし書中「平成三十三年度」を「令和十三年度」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、令和三年四月一日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

2 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表令和三年三月三十一日の項を次のように改める。

令和三年三月三十一日
社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)第七條第一号ホ(1)の相談に關すること。

附則第二條第二項の表に次のように加える。

令和十三年三月三十一日	一 原子力発電施設等立地地域(原子力発電施設等立地地域の振興に關する特別措置法(平成十二年法律第四百十八号)第三條第一項に規定するものをいう。以下同じ。)の指定に關すること。
	二 原子力発電施設等立地地域の振興に關する計画(原子力発電施設等立地地域の振興に關する特別措置法第四條に規定するものをいう。)の作成に關すること。
	三 原子力発電施設等立地地域の振興に關する重要事項に係る關係行政機關の事務の連絡調整に關すること。

附則第四條の二中「令和三年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

3 内閣府設置法の一部を次のように改正する。
附則第二條第二項の表令和三年三月三十一日の項を削る。

附則第四條の二の二の次に次の一條を加える。

(科学技術・イノベーション推進事務局の所掌事務の特例)

第四條の二の三 科学技術・イノベーション推進事務局は、第四十條の四第一項に規定する事務のほか、令和十三年三月三十一日までの間、附則第二條第二項の表令和十三年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務をつかさどる。

理由

原子力発電施設等の周辺の地域の生活環境、産業基盤等の整備の状況に鑑み、引き続きこれらの整備に必要な特別措置を講ずるため、原子力発電施設等立地地域の振興に關する特別措置法の有効期限を令和十三年三月三十一日まで十年間延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理

由である。

原子力発電施設等立地地域の振興に關する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、原子力発電施設等の周辺の地域の防災に配慮した生活環境、産業基盤等の整備の状況に鑑み、引き続きこれらの整備に必要な特別措置を講ずるため、原子力発電施設等立地地域の振興に關する特別措置法の有効期限を十年間延長しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 原子力発電施設等立地地域の振興に關する特別措置法の有効期限(平成三十三年三月三十一日まで)を十年間延長し、令和十三年三月三十一日までとすること。

2 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

原子力発電施設等の周辺の地域の防災に配慮した生活環境、産業基盤等の整備の状況に鑑み、引き続きこれらの整備に必要な特別措置を

講ずるため、原子力発電施設等立地地域の振興に關する特別措置法の有効期限を十年間延長しようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、立憲民主党・無所属の提案に係る修正案が提出されたが、否決された。また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、令和三年度約十一億円の見込みである。

令和三年三月五日

内閣委員長 木原 誠二

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

原子力発電施設等立地地域の振興に關する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

立地地域における防災・安全のための避難道路、避難所等のインフラ整備は、原子力発電の推進、反対の立場に關わりなく、また、稼働中、休止中、廃炉作業中を問わず、今そこに原子力発電施設がある中で待ったなしの課題であり、政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一 福島第一原子力発電所事故の教訓を重く受け止め、運転を停止している原子力発電所を含めた原子力発電施設等の安全性を確保するため、万全の措置を講ずること。

二 広域避難等を想定し、国が主導的に關係地方公共団体等と調整を行い、必要な財源を確保しつつ、複数の府省の所管にまたがる施策を総合的かつ実効的に推進することで、避難先の確保や災害時に住民が円滑に避難できる道路等、必要な防災インフラを適切に整備し、避難計画の実効性を担保するよう努めること。

三 本法は、これまで地方税の不均一課税に伴う措置、国庫補助率の嵩上げ等を活用しながら、原子力発電施設等立地地域における振興を行ってきたところ、今後、振興計画の策定及び変更を行うに当たっては、原子力発電施設等立地地域における脱炭素社会の実現に向けた取組の在り方を踏まえ、新エネルギー源(エネルギー源としての水素及び再生可能エネルギー源(太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的利用することができると認められるものをいう。)をいう。)の利用に關連する産業の振興に關しても十分に配慮すること。

四 政府は、温室効果ガスの大幅な削減に向けて、徹底した省エネルギーの取組を推進するとともに、新エネルギー源の主力電源化を実現するため、発電コストを低減する技術、高性能の燃料電池や蓄電池の開発支援など、実効性のある施策を講ずることとしているが、原子力発電施設等立地地域においても、脱炭素社会の実現に配慮しつつ、新エネルギー源の拡大に向けた施策の在り方を総合的に検討し、必要な措置を講ずること。

五 必要な場合の法律の見直しや更なる補助の拡充の検討など、原子力発電施設等立地地域の振興を不断に推進すること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 二二円 （本体 一〇円）